

# 県庁WAN ネットワーク機器等一式（賃貸借）

## 入札申請関係書類

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- ② 入札公告（写し）
- ③ 入札説明書
- ④ 仕様書
- ⑤ 仕様確認申込書・入札用機器内訳書
- ⑥ 仕様に関する質問書
- ⑦ 入札書
- ⑧ 見積書（入札不調時協議用）
- ⑨ 委任状
- ⑩ 入札の注意事項
- ⑪ 提出書類の注意事項
- ⑫ 契約書（ひな型）
- ⑬ 誓約書（適正な労働条件の確保・暴力団排除条例）
- ⑭ 誓約書（様式8）

○参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。

○入札書の押印廃止に伴い、入札会場にて顔写真付公的書類の提示をいただくことにより本人確認を行います。

○本人確認ができない場合には入札参加を認めませんのでご注意ください。

（下記のうち、どれか1つを持参ください）

- 1 運転免許証
- 2 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- 3 旅券（パスポート）
- 4 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 5 在留カード・特別永住証明書
- 6 官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
- 7 その他官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの

< 担当 >

兵庫県出納局物品管理課 物品班 永嶺

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線 75783

# 一般競争入札参加申込書 兼競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦様

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、  
確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び  
添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 入札件名 県庁WAN ネットワーク機器等一式（賃貸借）
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名： \_\_\_\_\_ 職・氏名： \_\_\_\_\_

※下記枠内は記入しないでください

執行者	立会人	確認書類

- 4 連絡先（担当者）

所属： \_\_\_\_\_ 電話： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年2月24日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

### 1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県庁WANネットワーク機器等一式（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

令和9年1月1日（金）から令和14年12月31日（金）まで（72箇月）

(4) 納入場所

兵庫県本庁舎他160箇所（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 永嶺

電話 (078) 341-7711 内線75783 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時及び場所

令和8年4月6日（月）午前11時 兵庫県庁1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年4月3日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和8年3月10日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和8年3月30日（月）午後5時から同年4月6日（月）午前11時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和8年2月25日（水）から同年3月23日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和8年2月25日（水）から同年3月10日（火）（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和8年3月10日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

仕様確認申込書及びカタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和8年3月30日（月）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年4月2日（木）正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年4月22日（水）までであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature of quantity of the product to be procured:  
1 set of networking equipment for the Hyogo Prefectural Government WAN (leasing contract)
- (3) Lease period: January 1, 2027 - December 31, 2032
- (4) Delivery location:  
Hyogo Prefectural Government Main Office Buildings and 160 designated places
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 March 10, 2026
- (6) Deadline for tender:  
11:00 April 6, 2026 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 April 3, 2026 by mail
- (7) Person to contact concerning the Notice:  
Ms. Nagamine, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 75783

# 入札説明書

県庁WANネットワーク機器等一式（賃貸借）の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量  
県庁WANネットワーク機器等一式（賃貸借）
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等  
別添仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等  
別添仕様書のとおり
- (4) 賃貸借期間  
令和9年1月1日（金）から令和14年12月31日（金）まで（72箇月）
- (5) 納入場所  
兵庫県本庁舎他160箇所（詳細は仕様書のとおり）

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。  
ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和8年3月10日（火）午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に係る書類を添えて4（1）イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札参加の申込み

- (1) 提出場所  
兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通5—10—1）  
電話番号（078）341—7711（内線75783）
- (2) 提出期間  
令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）まで（持参の場合は兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は正午から午後1時までを除く。）  
また、兵庫県電子入札共同運営システム（以下、電子入札システムという。）は、上記期間の毎日午前9時から午後8時まで（県の休日を除く。）利用できる。（ただし、令和8年3月10日（火）は午後4時までとする。）
- (3) 提出書類  
ア 申込書を作成のうえ前記（1）に直接持参又は郵送すること。なお、電子入札システム利用者に

については、同システムにより申請を行うこと。

イ 前記2（1）の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

（4）入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記（2）の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込み及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年3月17日（火）までに申込者に電子入札システム又は文書（一般競争入札参加資格確認通知書）により通知する。

そのため、返信用封筒（定型長3）を入札参加申込書に添えて提出すること。

返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

なお、電子入札システム利用者については、同システムにより通知を行うため、返信用封筒は不要とする。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

（ア）提出期間

令和8年3月18日（水）から同月25日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（イ）提出場所

（1）に同じ。

（ウ）回答

説明を求めた者に対し、令和8年3月30日（月）までに書面により回答する。

（5）その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

（1）入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

令和8年2月25日（水）から同年3月23日（月）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札システムによる場合は、令和8年2月25日（水）から同年3月10日（火）までの毎日午前9時から午後8時まで（県の休日を除く。また、令和8年3月10日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）

電話番号 078-341-7711（内線75783）

ウ 提出書類

（ア）仕様確認

仕様確認申込書及びカタログ等の仕様を満たしていることが確認できる書類

（イ）質問

様式は任意

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和8年3月30日（月）午後5時までに、入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記（1）ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記（1）オにより承認された物品で入札すること。
- (4) 質問の回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年3月30日（月）から同年4月3日（金）までの毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所 前記3（1）に同じ。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場所 兵庫県庁1号館1階入札室
- (2) 日時 令和8年4月6日（月）午前11時
- (3) 前記3（4）イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。（電子入札システム利用による入札（以下「電子入札」という。）の場合を除く。）

8 入札書の提出方法

入札書は、参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和8年4月3日（金）午後5時までに前記4（1）イの場所に必着すること。

電子入札の場合は、令和8年3月30日（月）午後5時から同年4月6日（月）午前11時まで（県の休日を除く。）に入札を行うこと。（電子入札は午前9時から午後8時までの間利用可能。）

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
  - ア 件名は、前記1（1）に示した件名とする。
  - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
  - ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
  - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した

金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 電子入札の場合については、電子入札システムにより入札を行うこと。

入札書の記載方法等は上記（1）から（6）を準用する。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年4月2日（木）正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年4月2日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和8年4月22日（水）以降を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

### (2) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

## 11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

## 12 無効とする入札

(1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外での入札、申込み又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

## 13 落札者の決定方法

(1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、政令167条の10第1項の規定に該当するとき

は、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。

(注) 予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
- ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
- ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者、電子入札を利用した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。

(3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

#### 14 入札に関する条件

(1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札すること。

(2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年4月22日（水）までであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く）。

(7) 代理人が入札をする場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

(8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く）。

(9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ 初度の入札において、(1) から (8) までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4) 又は (5) に違反して無効となったもの以外のもの

(10) この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

#### 15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

#### 16 契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に作成しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(1) 書面の契約書の場合

ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。

イ 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(2) 電子契約の場合

ア 落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。

イ 契約書は、電磁的記録により双方で保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団及び暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

19 調達事務担当部局

〒650—8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5—10—1

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：(078)341—7711 内線75783）

# 県庁 WAN ネットワーク機器等調達仕様書

令和 8 年 2 月

兵庫県

## 目次

1 件名	1
2 目的	1
3 基本方針	1
4 県庁 WAN の概要	1
5 契約期間	2
6 対象拠点及び機器台数	2
7 機器仕様等	2
7. 1 本庁及びデータセンター用ネットワーク	2
7. 1. 1 本庁センタースイッチ	2
7. 1. 2 本庁サーバ接続スイッチ	2
7. 1. 3 本庁フロアスイッチ	3
7. 1. 4 神戸データセンターセンタースイッチ	3
7. 1. 5 神戸データセンターサーバ接続スイッチ	3
7. 1. 6 大阪データセンターセンタースイッチ	4
7. 1. 7 災害対策センター接続用スイッチ	4
7. 2 地方拠点用ネットワーク	4
7. 2. 1 地方拠点センタースイッチA	4
7. 2. 2 地方拠点センタースイッチB	4
7. 2. 3 地方拠点センタースイッチC	5
7. 2. 4 地方拠点センタースイッチD	5
7. 2. 5 地方拠点フロアスイッチ	5
7. 3 無線 LAN	6
7. 3. 1 無線 LAN 用認証装置	6
7. 3. 2 無線 LAN 用基地局及び制御	6
7. 3. 3 無線 LAN 用基地局管理装置	7
7. 4 ネットワークセキュリティ対策システム	7
7. 4. 1 本庁用ファイアウォール	7
7. 4. 2 神戸データセンター用ファイアウォール	7
7. 5 本庁周辺拠点等接続ネットワーク	8
7. 5. 1 本庁周辺拠点接続ルータ	8
7. 5. 2 インターネットバイパス接続ルータ	8
7. 6 仮想マシン基盤システム	8
7. 6. 1 仮想マシン基盤サーバ	9
7. 6. 2 プライベート認証局	9
7. 6. 3 ログ管理サーバ	9
7. 7 ネットワーク運用監視システム	9
7. 7. 1 ファイアウォール構成管理装置	9
7. 7. 2 ファイアウォールログ分析装置	10
7. 7. 3 トラフィックデータ収集管理装置	10
7. 7. 4 ネットフロー 収集管理装置	10
7. 8 ファシリティ	11
7. 8. 1 本庁 3 号館構内光ファイバーケーブル	11
7. 8. 2 本庁電算機室用無停電電源装置	11
7. 8. 3 地方拠点用無停電電源装置	11
7. 8. 4 本庁電算機室用温湿度監視装置	12
7. 9 TV 会議システム	12
7. 9. 1 TV 会議システム	12
8 導入等に関する仕様	13

8. 1	共通仕様	13
8. 2	個別仕様	13
8. 2. 1	ネットワーク機器の設定に関する仕様	13
8. 2. 2	ネットワーク機器の導入・移行時における仕様	14
8. 3	ハウジングにおける仕様	14
8. 4	構築に関する仕様	14
8. 5	通信回線	15
8. 5. 1	本庁周辺拠点接続回線	15
8. 5. 2	インターネット接続回線	15
8. 6	契約期間終了時の物件に関する仕様	15
8. 7	資産の撤去に関する仕様	16
8. 8	その他	16
9	保守に関する仕様	16
9. 1	共通仕様	16
10	提出物	17
10. 1	完成図書	17
10. 2	その他	17
11	留意事項	18
11. 1	契約不適合責任	18
11. 2	法令等の順守	18
11. 3	知的財産の取扱い	18
12	疑義の解釈	18

# 1 件名

県庁 WAN ネットワーク機器等賃貸借

# 2 目的

本仕様書は、兵庫県行政情報ネットワーク（以下「県庁 WAN」という。）におけるネットワーク機器等の賃貸借契約に関して、機器等の借借人である兵庫県（以下「県」という。）と賃貸人（以下「受注者」という。）の間において、機器の導入、設定、試験及び保守等の詳細な仕様を定めるものである。

# 3 基本方針

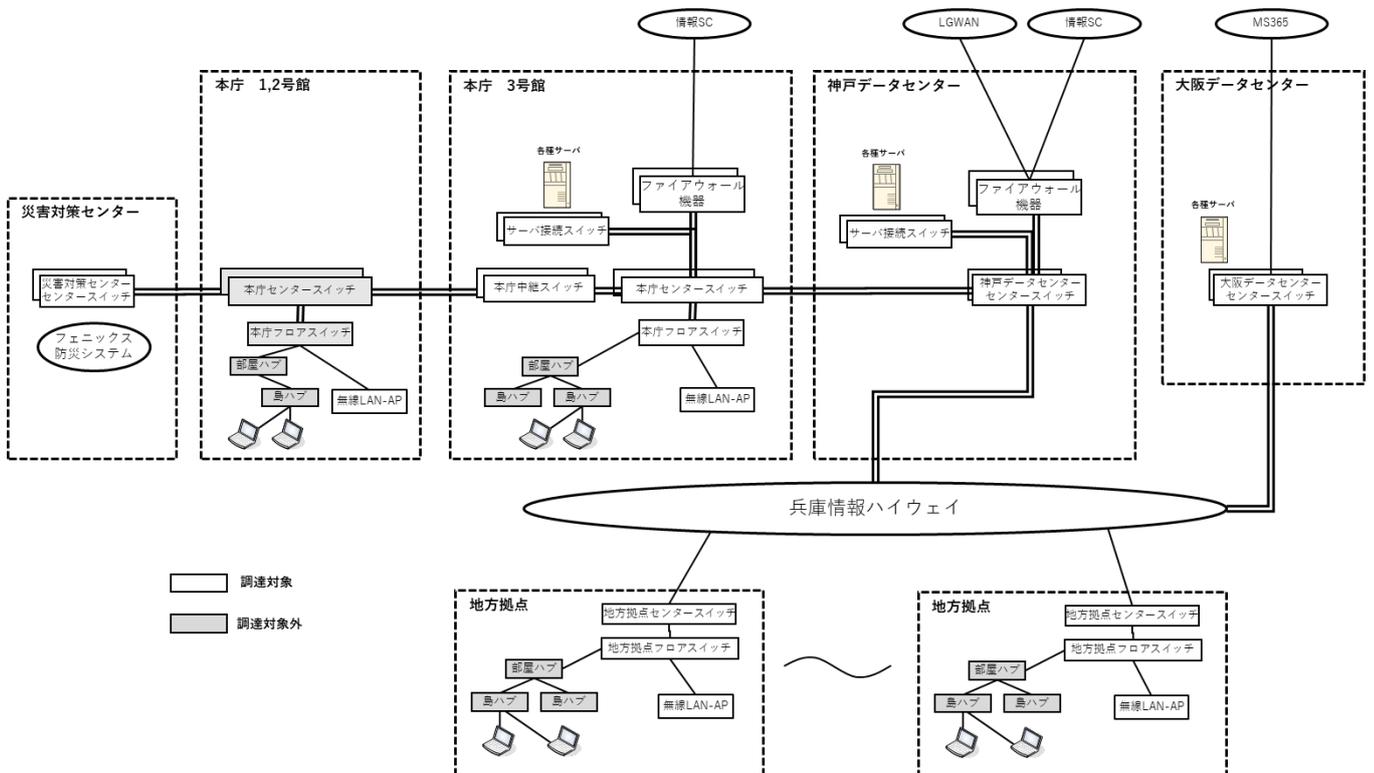
県民サービスの向上及び行政事務の効率化等を図るため、庁内業務で使用するハードウェアの老朽化及びソフトウェアのサポート終了等への対応が必要であり、以下の基本方針に従い、機器等の導入を行うこととする。

- ・新機器の導入により、賃貸借期間中の県庁 WAN の安定稼働を確保する。
- ・兵庫県本庁舎の 1、2 号館分の有線系機器は本件調達には含まず、再リースを行う。（庁舎再編のため）
- ・ネットワークの中心的役割を兵庫県本庁舎内から神戸データセンターへ移す。

# 4 県庁 WAN の概要

県庁 WAN は、兵庫県本庁舎（以下「本庁」という。）と兵庫県総合庁舎等の地方拠点を接続し、一般行政事務用ネットワークのほか、防災等の専用システムが相互に利用する広域行政ネットワークである。

県庁 WAN イメージ（次期構成）



県庁 WAN の整備により、インターネットによる情報発信や電子メール、電子掲示板の利用が可能となるほか、総務事務システムや文書管理システムなどの業務システムの全庁的な展開を実現している。

各拠点間の接続は、基幹回線として兵庫情報ハイウェイを利用しており、システム単位で VPN（仮想ネットワーク）を構築することにより通信上のセキュリティを確保している。一般事務用の OA-VPN のほか、フェニックス防災システム等の VPN が県庁 WAN を利用している。

## 5 契約期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日まで（6 年間）

## 6 対象拠点及び機器台数

次項及び別紙 1 のとおり。

## 7 機器仕様等

### 7. 1 本庁及びデータセンター用ネットワーク

#### 7. 1. 1 本庁センタースイッチ

##### (1) 機器仕様

- ネットワークトラフィックを解析するため、異なるスイッチ間でミラーポートの送信元と宛先を設定でき、かつ中継する機能を有すること。
- 異なるセグメントに存在する DHCP サーバに対するクライアントからのメッセージを転送できる機能を有すること。
- 25 個以上の仮想 L3 スイッチ機能を設定でき、かつ RIPv2、OSPF、BGP4 の各ダイナミックルーティングプロトコルに対応すること。
- 電源ユニットの冗長化（ホットスワップかつ電源二重化）が可能であること。
- フロー情報を収集・出力する機能を有すること。
- その他詳細な仕様については、別紙 2 に示す該当項目を全て充足すること。

##### (2) 設定

- 2 台のスイッチを 1 組の仮想スイッチとして動作するよう設定すること。
- 仮想スイッチを構成する 2 台のスイッチ間は、冗長化し実行容量 200Gbps 以上の帯域で接続すること。
- 現行の本庁 2 号館 1 階サーバ室から同 3 号館 13 階 北電算機室へ移設し、運営に支障のないよう、承認を得た上で必要な設定変更を実施すること。
- 前項の冗長化のために、「9 保守に関する仕様」に記載する事項を遵守し、回線終端装置を含めた保守を行うこと。

##### (3) 設置場所および台数

- 別紙 1 のとおり。

#### 7. 1. 2 本庁サーバ接続スイッチ

##### (1) 機器仕様

- UTP ポートにてリモートからケーブル診断を行う機能を有すること。
- その他詳細な仕様については、別紙 2 に示す該当項目を全て充足すること。

##### (2) 設定

- 2 台のスイッチを 1 組の仮想スイッチとして動作するよう設定すること。
- 本スイッチに接続する既設機器を設定変更する必要がないようにすること。

(3) 設置場所および台数

- ・ 別紙1のとおり。

7. 1. 3 本庁フロアスイッチ

(1) 機器仕様

- ・ UTPポートにてリモートからケーブル診断を行う機能を有すること。
- ・ その他詳細な仕様については、別紙2に示す該当項目を全て充足すること。

(2) 設定

- ・ 本スイッチと本庁センタースイッチ間の接続は、複数の物理配線を束ねた冗長構成とし、いずれかの物理配線が故障しても通信を維持できるように設定すること。
- ・ 本スイッチに接続する既設機器を設定変更する必要がないようにすること。

(3) 設置場所および台数

- ・ 別紙1のとおり。

7. 1. 4 神戸データセンターセンタースイッチ

(1) 機器仕様

- ・ ネットワークトラフィックを解析するため、異なるスイッチ間でミラーポートの送信元と宛先を設定でき、かつ中継する機能を有すること。
- ・ 25個以上の仮想L3スイッチ機能を設定でき、かつRIPv2、OSPF、BGP4の各ダイナミックルーティングプロトコルが動作できること。
- ・ 電源ユニットの冗長化（ホットスワップかつ電源二重化）が可能であること。
- ・ フロー情報を収集・出力する機能を有すること。
- ・ その他詳細な仕様については、別紙2に示す該当項目を全て充足すること。

(2) 設定

- ・ 2台のスイッチを1組の仮想スイッチとして動作するよう設定すること。
- ・ 仮想スイッチを構成する2台のスイッチ間は、200Gbps以上の帯域で、かつ冗長化して接続すること。
- ・ 本スイッチと兵庫情報ハイウェイ三宮AP間の接続については、10Gbps4本以上の光ケーブルにより冗長化すること。

(3) 設置場所および台数

- ・ 別紙1のとおり。

7. 1. 5 神戸データセンターサーバ接続スイッチ

(1) 機器仕様

- ・ UTPポートにてリモートからケーブル診断を行う機能を有すること。
- ・ その他詳細な仕様については、別紙2に示す該当項目を全て充足すること。

(2) 設定

- ・ 2台のスイッチを1組の仮想スイッチとして動作するよう設定すること。
- ・ 本スイッチに接続する既設機器を設定変更する必要がないようにすること。

(3) 設置場所および台数

- ・ 別紙1のとおり。

## 7. 1. 6 大阪データセンターセンタースイッチ

### (1) 機器仕様

- UTP ポートにてリモートからケーブル診断を行う機能を有すること。
- フロー情報 を収集・出力する機能を有すること。
- その他詳細な仕様については、別紙2に示す該当項目を全て充足すること。

### (2) 設定

- 2台のスイッチを1組の仮想スイッチとして動作するよう設定すること。
- 本スイッチに接続する既設機器を設定変更する必要があるようにすること。

### (3) 設置場所および台数

- 別紙1のとおり。

## 7. 1. 7 災害対策センター接続用スイッチ

### (1) 機器仕様

- UTP ポートにてリモートからケーブル診断を行う機能を有すること。
- その他詳細な仕様については、別紙2に示す該当項目を全て充足すること。

### (2) 設定

- 2台のスイッチを1組の仮想スイッチとして動作するよう設定すること。
- 本スイッチに接続する既設機器を設定変更する必要があるようにすること。

### (3) 設置場所および台数

- 別紙1のとおり。

## 7. 2 地方拠点用ネットワーク

### 7. 2. 1 地方拠点センタースイッチA

#### (1) 機器仕様

- 異なるセグメントに存在する DHCP サーバに対するクライアントからのメッセージを転送できる機能を有すること。
- MAC アドレス認証またはポートセキュリティ機能により、許可端末以外の接続を拒否できること。
- UTP ポートにてリモートからケーブル診断を行う機能を有すること。
- フロー情報 を収集・出力する機能を有すること。
- その他詳細な仕様については、別紙2に示す該当項目を全て充足すること。

#### (2) 設定

- 本スイッチに接続する既設機器を設定変更する必要があるようにすること。

#### (3) 設置場所および台数

- 別紙1のとおり。

### 7. 2. 2 地方拠点センタースイッチB

#### (1) 機器仕様

- 異なるセグメントに存在する DHCP サーバに対するクライアントからのメッセージを転送できる機能を有すること。
- MAC アドレス認証またはポートセキュリティ機能により、許可端末以外の接続を拒否できること。
- 25 個以上の仮想 L3 スイッチ機能を設定でき、かつ RIPv2、OSPF、BGP4 の各ダイナミックルーティングプロトコルが動作できること。

- UTP ポートにてリモートからケーブル診断を行う機能を有すること。
- フロー情報を収集・出力する機能を有すること。
- その他詳細な仕様については、別紙2に示す該当項目を全て充足すること。

(2) 設定

- 本スイッチに接続する既設機器を設定変更する必要があるようにすること。

(3) 設置場所および台数

- 別紙1のとおり。

7. 2. 3 地方拠点センタースイッチC

(1) 機器仕様

- 異なるセグメントに存在する DHCP サーバに対するクライアントからのメッセージを転送できる機能を有すること。
- MAC アドレス認証またはポートセキュリティ機能により、許可端末以外の接続を拒否できること。
- フロー情報を収集・出力する機能を有すること。
- その他詳細な仕様については、別紙2に示す該当項目を全て充足すること。

(2) 設定

- 本スイッチに接続する既設機器を設定変更する必要があるようにすること。

(3) 設置場所および台数

- 別紙1のとおり。

7. 2. 4 地方拠点センタースイッチD

(1) 機器仕様

- 異なるセグメントに存在する DHCP サーバに対するクライアントからのメッセージを転送できる機能を有すること。
- MAC アドレス認証またはポートセキュリティ機能により、許可端末以外の接続を拒否できること。
- 25 個以上の仮想 L3 スイッチ機能を設定でき、かつ RIPv2、OSPF、BGP4 の各ダイナミックルーティングプロトコルが動作できること。
- フロー情報を収集・出力する機能を有すること。
- その他詳細な仕様については、別紙2に示す該当項目を全て充足すること。

(2) 設定

- 本スイッチに接続する既設機器の設定を変更する必要があるようにすること。

(3) 設置場所および台数

- 別紙1のとおり。

7. 2. 5 地方拠点フロアスイッチ

(1) 機器仕様

- UTP ポートにてリモートからケーブル診断を行う機能を有すること。
- その他詳細な仕様については、別紙2に示す該当項目を全て充足すること。

(2) 設定

- 本スイッチに接続する既設機器の設定を変更する必要があるようにすること。

(3) 設置場所および台数

- ・ 別紙1のとおり。

7. 3 無線LAN

7. 3. 1 無線LAN用認証装置

(1) 機器仕様

- ・ RADIUS (Remote Authentication Dial-In User Service) プロトコルに対応した認証サーバであること。
- ・ IEEE 802.1X 認証に対応し、EAP-TLS (電子証明書認証) 方式をサポートすること。
- ・ Active Directory 証明書サービス (AD CS) と連携し、クライアント証明書の有効性検証 (失効確認) を行えること。
- ・ MAC アドレス認証機能を持ち、事前に登録された MAC アドレスを持つ端末のアクセス制御が可能であること。
- ・ 本件の無線 LAN 基地局数の規模に対応できるスペックを備えたハードウェアアプライアンス製品とし、19 インチラックに1U以内で収容可能なこと。
- ・ ユーザーライセンスを11,000以上有すること。

(2) 設定

- ・ 2台で冗長構成をとること。
- ・ 既存のActiveDirectoryサーバを参照できるようにすること。

(3) 設置場所および台数

- ・ 別紙1のとおり。

7. 3. 2 無線LAN用基地局及び制御

(1) 機器仕様

- ・ IEEE 802.11ax (Wi-Fi 6) 以上の無線LAN規格に準拠し、3つの周波数帯 (2.4GHz、5GHz (W52/W53)、5GHz (W56)) によるトライバンド同時動作をサポートすること。
- ・ 各周波数帯において、2空間ストリーム (2x2 MIMO) 以上の同時通信が可能であること。
- ・ 有線LANポートは、1Gbps以上の通信速度に対応したポートを1ポート以上備えていること。
- ・ IEEE 802.3at (PoE+) 規格による受電に対応し、LANケーブル経由での電力供給により動作すること。

(2) 設定

- ・ すべての無線LAN用基地局は、無線LAN制御機能によって一元的に管理・制御が可能な構成とすること。
- ・ 各拠点のネットワーク環境やトラフィック特性に応じて、通信経路を柔軟に選択・最適化できる構成 (集中管理方式、または各拠点での直接転送方式) とすること。
- ・ ネットワーク要件に基づき、クライアントの通信を制御基盤へ集約するトンネル構成、もしくは各拠点の有線ネットワークへ直接転送するブリッジ構成 (ローカル転送方式) のいずれも対応可能な状態に設定すること。
- ・ 導入にあたっては、各拠点の帯域幅やセキュリティポリシーを考慮し、最適な転送方式を適用したうえで、拠点間および拠点内通信に支障がないよう設定を最適化すること。

(3) 設置場所および台数

- ・ 別紙1のとおり。

### 7. 3. 3 無線LAN用基地局管理装置

#### (1) 機器仕様

- 本調達で導入する無線LAN基地局を、安定的に集中管理できる能力を有すること。
- 管理下にあるすべての無線LAN基地局の死活監視を一元的に実行できること。
- 無線クライアントの接続状況、通信履歴、トラブルシューティングに必要な情報をGUI上で確認できること。
- 本件の無線LAN基地局数の規模に対応できるスペックを備えたハードウェアアプライアンス製品とし、19インチラックに2U以内で収容可能なこと。

#### (2) 設定

- 導入するすべての無線LAN基地局を安定的に集中管理できること。また、機器の死活監視やネットワーク稼働状況を一元的に監視し、AIによる予兆検知を行えること。
- 無線クライアントの接続状況、通信履歴、認証履歴など、トラブルシューティングに必要な情報をGUI上で確認できること。

#### (3) 設置場所および台数

- 別紙1のとおり。

### 7. 4 ネットワークセキュリティ対策システム

#### 7. 4. 1 本庁用ファイアウォール

##### (1) 機器仕様

- OSI参照モデル第3層から第7層の制御情報を元に処理を行うことができるファイアウォール機器であること。
- ファイアウォール/脅威防御スループットがそれぞれ153 Gbps/30 Gbps以上であること。
- 筐体内に仮想ファイアウォールを10以上構築できること。
- High Availability機能を有し、2台の筐体をActive-Passive構成にて動作可能であること。
- 25GE SFP28のポートを4以上、SFP+ポートを4以上有すること。
- IPS/Anti-Virus/URL・DNSフィルタ機能を有すること。また、オンプレミスまたはクラウドのサンドボックスと連携し、未知の不正プログラムの検出を行うこと。
- Active Directoryとの連携し、DHCPサーバから割り当てられたIPアドレスとユーザIDを紐づけ、ユーザ単位で通信制御を実現できること。

##### (2) 設定

- 現在運用中のファイアウォールの設定について、過剰な設定を具に確認の上で修正・削除し、最適化して移行すること。
- 現行の本庁2号館1階サーバ室から同3号館13階北電算機室へ移設し、運営に支障のないよう、承認を得た上で必要な設定変更を実施すること。
- 各種脅威検知時には、システム管理者にメール通知を行うよう設定すること。

##### (3) 設置場所および台数

- 別紙1のとおり。

#### 7. 4. 2 神戸データセンター用ファイアウォール

##### (1) 機器仕様

- OSI参照モデル第3層から第7層の制御情報を元に処理を行うことができるファイアウォール機器であること。
- ファイアウォール/脅威防御スループットがそれぞれ153 Gbps/30 Gbps以上であること。
- 筐体内に仮想ファイアウォールを10以上構築できること。

- High Availability 機能を有し、2 台の筐体を Active-Passive 構成にて動作可能であること。
- 25GE SFP28 のポートを 4 以上、SFP+ポートを 4 以上有すること。
- IPS/Anti-Virus/URL・DNS フィルタ機能を有し、オンプレミスまたはクラウドのサンドボックスと連携し、未知の不正プログラムの検出を行うこと。
- Active Directory との連携し、DHCP サーバから割り当てられた IP アドレスとユーザ ID を紐づけ、ユーザ単位で通信制御を実現できること。

## (2) 設定

- 現在運用中のファイアウォールの設定について、過剰な設定を具に確認の上で修正・削除し、最適化して移行すること。
- 各種脅威検知時にメール通知にて、システム管理者に送信すること。

## (3) 設置場所および台数

- 別紙 1 のとおり。

## 7. 5 本庁周辺拠点等接続ネットワーク

### 7. 5. 1 本庁周辺拠点接続ルータ

#### (1) 機器仕様

- 複数拠点間を安全に接続するための VPN 機能を有すること。
- IPsecVPN スループットは、200Mbps 以上の性能を有すること。
- 1000BASE-T の有線 LAN ポートを 4 ポート以上搭載していること。
- Web ブラウザ経由での設定・管理が可能であること。

#### (2) 設定

- 「8.5.1 本庁周辺拠点接続回線」を使用し、本庁をセンターとした、ハブ・アンド・スポーク構成になるように構成すること。
- 拠点間 VPN 接続において、VLAN ID を維持したレイヤ 2 透過（トランスペアレント）通信を有効にすること。

#### (3) 設置場所および台数

- 別紙 1 のとおり。

### 7. 5. 2 インターネットバイパス接続ルータ

#### (1) 機器仕様

- ブロードバンドルータ機能を有し、ステートフルパケットインスペクション（SPI）によるパケットフィルタリングが行えること。また、NAT/NAPT 機能を有すること。
- 1000BASE-T に対応した有線 LAN ポートを 3 ポート以上搭載していること。
- Web ブラウザを用いた日本語 GUI による設定・管理が可能であること。

#### (2) 設定

- 「8.5.2 インターネット接続回線」を使用しインターネットに接続できるよう設定すること。

#### (3) 設置場所および台数

- 別紙 1 のとおり。

## 7. 6 仮想マシン基盤システム

## 7. 6. 1 仮想マシン基盤サーバ

### (1) 機器仕様

- ・ ホストシステムの CPU、ファームウェア (BIOS または UEFI)、およびオペレーティングシステムから独立した管理および監視機能(Intelligent Platform Management Interface)を提供すること。
- ・ その他詳細な仕様については、別紙 3 に示す該当項目を全て充足すること。

### (2) 設定

- ・ 仮想化基盤ソフトウェアを導入し、仮想マシンを実行するためのホストサーバとして動作すること。
- ・ 冗長化に加え、ホットスペアを確保したストレージ構成とすること。
- ・ 指示するネットワークパラメータ(ホスト名、IP アドレス、サブネットマスク、DNS 等)の設定を行い、県庁 WAN の管理用端末及び他のサーバとの通信が可能な状態にすること。
- ・ 県が指定する NTP サーバと時刻同期するよう設定すること。
- ・ 仮想化基盤ソフトウェア上に、仮想 OS 又は仮想アプライアンスとして「7.6.2 プライベート認証局」、「7.6.3 ログサーバ」を構築すること。
- ・ 運用者が必要に応じて仮想サーバを追加構築できるよう、空きリソースを確保すること。
- ・ 納品前にホスト OS、およびゲスト OS のバックアップを取得し、障害時に復元できるようにすること。

### (3) 設置場所および台数

- ・ 別紙 1 のとおり。

## 7. 6. 2 プライベート認証局

### (1) 機器仕様

- ・ 「7.6.1 仮想マシン基盤サーバ」内に仮想システムとして構築すること。
- ・ OS は Windows Server 2025 とすること。

### (2) 設定

- ・ 既存の Windows Server 2019 環境から Active Directory 証明書サービス (AD CS) の全機能を本サーバへ円滑に移行すること。
- ・ 日々のウィルス定義ファイルはインターネット上では無く、OA-VPN にあるウィルス対策管理 サーバを参照するように設定すること。

## 7. 6. 3 ログ管理サーバ

### (1) 機器仕様

- ・ 「7.6.1 仮想マシン基盤サーバ」内に仮想システムとして構築すること。

### (2) 設定

- ・ 導入する OS はカーネルバージョン 6.12.00 以上の RedHat Enterprise Linux、又はその互換 OS とすること。
- ・ 日々のウィルス定義ファイルはインターネット上では無く、OA-VPN にあるウィルス対策管理 サーバを参照するように設定すること。
- ・ 県が指示するネットワーク機器およびサーバのログを収集できるように設定すること。

## 7. 7 ネットワーク運用監視システム

### 7. 7. 1 ファイアウォール構成管理装置

#### (1) 機器仕様

- ・ 本案件で導入するファイアウォール等のネットワーク機器を一元的に管理し、設定、バックアップ、リストア、およびファームウェアバージョンの管理をサポートする機能を有すること。

- Web ブラウザを用いた日本語 GUI による設定・管理が可能であること。
- 本件規模に対応できるスペックを備えたハードウェアアプライアンス製品とし、19 インチラックに2 U以内で収容可能なこと。ただし、7. 6. 1 仮想マシン基盤サーバの空きリソースで稼働可能な場合は、仮想マシンで構築することも可とする。

(2) 設定

- ポリシーやオブジェクトをテンプレート化し、複数の機器に対して一括で適用及び設定変更が可能な状態にすること。

(3) 設置場所および台数

- 別紙1のとおり。

7. 7. 2 ファイアウォールログ分析装置

(1) 機器仕様

- 本案件で導入するファイアウォール機器と連携し、トラフィックログ/イベントログを収集・保管し、検索・可視化・レポート・アラート・インシデント調査を行う機能を有すること。
- 30,000 ログ/秒 以上のログコレクター能力を有すること。
- 本件規模に対応できるスペックを備えたハードウェアアプライアンス製品とし、19 インチラックに2 U以内で収容可能なこと。ただし、7. 6. 1 仮想マシン基盤サーバの空きリソースで稼働可能な場合は、仮想マシンで構築することも可とする。

(2) 設定

- 本案件で導入するファイアウォール機器から送信されるログを取得できるようにすること。
- 危険なログを検知した際には、システム管理者に通知できるように設定すること。

(3) 設置場所および台数

- 別紙1のとおり。

7. 7. 3 トラフィックデータ収集管理装置

(1) 機器仕様

- 本案件で導入するネットワーク機器の情報を SNMP v2c を使用し収集することができること。
- 収集ポイント数 15,000 ポイント以上とし、1 分間隔で取得できること。
- 本件規模に対応できるスペックを備えたハードウェアアプライアンス製品とし、19 インチラックに1 U以内で収容可能なこと。

(2) 設定

- 現在、県内で運用している IBC 社 System Answer G3 から過去トラフィックログを移行し、過去の情報を利用できるようにすること
- 別途指定するネットワーク機器約 200 台のトラフィックや振る舞い、その他運用上必要な情報を収集すること。

(3) 設置場所および台数

- 別紙1のとおり。

7. 7. 4 ネットフロー 収集管理装置

(1) 機器仕様

- 本案件で導入するネットワーク機器が送信する Flow 情報を収集し、1.4TB 以上保存できること。また、データのローテーションを行い、最新の情報を収集し続けること。

- 最大 100,000 フロー/秒 以上の受信、解析能力を有すること。
- 本件規模に対応できるスペックを備えたハードウェアアプライアンス製品とし、19 インチラックに 1 U 以内で収容可能なこと。

(2) 設定

- 別途指定するネットワーク機器約 200 台のトラフィックや振る舞い、その他運用上必要な情報を収集すること。

(3) 設置場所および台数

- 別紙 1 のとおり。

7. 8 ファシリティ

7. 8. 1 本庁 3 号館構内光ファイバーケーブル

(1) 機器仕様

- 本庁 3 号館 13 階を起点、1 階、3 階、5 階、7 階、8 階、9 階、10 階、11 階、12 階の計 9 フロアを終点とする OM4 マルチモード光ファイバーケーブル規格の 24 芯分の光ケーブルを敷設すること。
- 各フロアの既設ラックに光成端箱（パッチパネル）を設置し、LC アダプタを実装、融着接続またはメカニカルスプライスにて成端すること。
- ケーブル敷設は既設壁穴・ケーブルトレイ等を使用し、支持間隔、結束方法はメーカ推奨に従うこと。
- リース満了後は無償譲渡すること。

(2) 設置場所および台数

- 本庁 3 号館 1 式

7. 8. 2 本庁電算機室用無停電電源装置

(1) 機器仕様

- 運転方式は、ラインインタラクティブ給電方式であること。
- 入力電源は、交流 100V 単相であること。
- 出力コンセントは、NEMA 5-20R×6 口、NEMA L5-30R×1 口以上を有し、最大出力容量は、25A 以上であること。
- 負荷 50%時におけるバッテリーの停電補償時間は 10 分以上であること。
- サージフィルタ及びノイズフィルタを備えること。
- 19 インチラックに収容可能で、2 U 以内であること。

(2) 設定

- バッテリー運転開始時、バッテリー寿命警告時等のイベントを監視サーバに対して SNMP トラップを発行し、システム管理者へ電子メールを送信するよう設定を行うこと。
- ネットワーク経由で入出力情報、負荷容量等の状態確認が可能なよう設定すること。

(3) 設置場所および台数

- 別紙 1 のとおり

7. 8. 3 地方拠点用無停電電源装置

(1) 機器仕様

- 運転方式は、常時商用給電方式であること。
- 入力電源は、交流 100V 単相であること。

- ・ 出力コンセントは、NEMA 5-15R×3 口以上を有し、最大出力容量は、5.5A 以上であること。
- ・ 負荷 50%時におけるバッテリーの停電補償時間は 10 分以上であること。
- ・ サージフィルタ及びノイズフィルタを備えること。
- ・ 19 インチラックに収容可能で、1 U 以内であること。

(2) 設定

- ・ 防災用端末の通信経路上にあるセンタースイッチ及びフロアスイッチの電源は、全て本機器から給電すること。
- ・ 本装置の据付後、必要な点検調整及び設定を行うこと。
- ・ 官公庁等への届出が必要な場合は、受注者の責任で行うこと。
- ・ 本装置の設置に当たっては、県庁 WAN 運用担当者と協力し、既設機器に影響のないように作業を行うこと。
- ・ バッテリー運転開始時、バッテリー寿命警告時等のイベントを監視サーバに対して SNMP トラップを発行し、システム管理者へ電子メールを送信するよう設定を行うこと。
- ・ ネットワーク経由で、入出力情報、負荷容量等の状態確認が可能なよう設定すること。

(3) 設置場所および台数

- ・ 別紙 1 のとおり。

7. 8. 4 本庁電算機室用温湿度監視装置

(1) 機器仕様

- ・ 4 つ以上の温度センサを搭載できること。
- ・ 4 つ以上の湿度センサを搭載できること。
- ・ 温度及び湿度の現在値、履歴を遠隔で監視できる機能を有すること。
- ・ PoE により給電できること。
- ・ 閾値設定により温度及び湿度の異常を検知し、指定のメールアドレスに電子メール通知する機能を有すること。

(2) 設定

- ・ 温湿度監視システムのネットワーク通信設定を行い、SNMP トラップによる異常通知機能を設定すること。

(3) 設置場所および台数

- ・ 別紙 1 のとおり。

7. 9 TV 会議システム

7. 9. 1 TV 会議システム

(1) 機器仕様

- ・ 23 インチ以上の液晶モニター一体型で、機器の設置および移動が容易に行えること。
- ・ 外付けのヘッドセットやマイクを必要とせず、本体にステレオスピーカおよびマイクを内蔵していること。
- ・ パソコン上の資料を共有した会議を可能とするための、パソコン画面共有機能を有していること。
- ・ 本機器とパソコンを接続するための HDMI ケーブルを付属していること。
- ・ その他詳細な仕様については、別紙 3 に示す該当項目を全て充足すること。

(2) 設定

- ・ 利用者（職員及び県民）向けの操作マニュアルを作成し、担当者への操作研修を行うこと。

- 既存のTV会議端末（CS-R00M55-K9）とCisco Webex Meetingsを用いたTV会議が円滑に行えること。
- Cisco Webex Meetingsを用いた会議の主催者として複数拠点とTV会議が行えること。

### (3) 設置場所および台数

- 以下の拠点に各1式、計11式設置すること。
  - ①本庁                      ②神戸ハーバーランド庁舎    ③尼崎総合庁舎
  - ④宝塚総合庁舎        ⑤加古川総合庁舎              ⑥社総合庁舎
  - ⑦姫路総合庁舎        ⑧西播磨総合庁舎              ⑨豊岡総合庁舎
  - ⑩柏原総合庁舎       ⑪洲本総合庁舎

## 8 導入等に関する仕様

### 8.1 共通仕様

本調達仕様書の対象機器の導入及び移行については、以下の事項を遵守すること。特に定めのあるものについては、その事項もあわせて遵守すること。

- 機器等の搬入、設置、調整、試験にかかる一切の費用は受注者が負担すること。
- 新設機器等の導入について、県庁WAN運用担当者調整、情報収集等を行い、機器等の設定情報を引き継ぐこと。
- 機器等の導入に当たって、全体の詳細設計を行い、県の承諾を得ること。
- 機器等の導入後も既存のシステムが正常に稼動するように、各システムの運用業者と調整したうえで設計を行うこと。本調達の対象機器の導入により既存システムのIPアドレス、アプリケーション、システム設計等の変更が必要な場合は、受注者の責任で設定変更方法について許可を得た上で変更を実施、又は設定変更を各システムの運用業者に委託すること。なお、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。
- 機器、什器とも、搬入、組立て後の空箱等の搬入材を速やかに撤去すること。
- システムを構築する際に必要な基本作業（機器の運搬、据付、耐震固定、既設機器の移設、電源工事、ネットワーク配線、OS及びソフトウェアのインストール、設定、調整等）を行うこと。また、作業スケジュールについては、事前に協議し、県の許可を得ること。
- 更改対象システムのサービスを利用している全てのシステムの影響について調査し、必要な場合は受注者の責任で変更を実施すること。
- 県庁WAN以外のシステムとの連携試験を実施すること。連携試験は、本業務の受注者が統括し、各システムの運用事業者を補佐することとし、必要に応じて各システム事業者による作業の一部を委託することも可とする。なお、これらにかかる費用は全て受注者の負担とする。
- 機器の設置に当たり、既存の電源設備、ラック、構内光ケーブル、配管等が利用できない場合は、受注者の責任で新たに整備すること。また、これらは本契約終了後、県に無償譲渡すること。
- 機器の搬入及び据付において、故意又は過失により県及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の負担で直ちに原状回復を行うこと。
- 既設機器との接続に問題が生じる場合は、県と既設機器の運用業者と協議し、受注者の負担で移設等の対応を行うこと。
- その他、新設機器の移行期間中の業務引継ぎ、既存システムとの調整、設計、設定変更にかかる費用を負担すること。

### 8.2 個別仕様

#### 8.2.1 ネットワーク機器の設定に関する仕様

スイッチ及びルータ等のネットワーク機器の設定については、以下の事項を遵守すること。

- 設定環境として統一されたコマンド体系を利用できること。
- SSH（機器を遠隔地から制御するためのプログラム）を利用し、遠隔地からコンソールを使用できるように設定すること。

- 全てのスイッチ及びルータに管理用の IP アドレスを設定すること。
- 県が指示する NTP サーバと時刻同期するよう設定すること。
- 県が指示するログ管理サーバにメッセージを送出するよう設定すること。
- SNMP による管理が可能ないように設定するとともに、県が指示する SNMP サーバにトラップを送出するよう設定すること。

#### 8. 2. 2 ネットワーク機器の導入・移行時における仕様

スイッチ及びルータ等のネットワーク機器の導入及び移行については、以下の事項を遵守すること。

- 本庁およびデータセンターへのネットワーク機器の導入においては、導入する機器を事前に設置し、機器間を新設配線にて接続しておくこと。ネットワークの切り替えは、別途指定する日時において一括して実施すること。
- 各拠点へのネットワーク機器の導入においては、原則として既存の機器を入れ替えて設置すること。その際、既存の設備（ハブ、センタースイッチとフロアスイッチ間の配線等）を使用してもよい。
- 無線 LAN 基地局は、PoE スwitchからの給電方式に統一するため、現状 PoE インジェクタ方式となっている箇所については、原則 PoE スwitchからの LAN 配線を行うこと。無線 LAN 基地局の設置と同時期に配線することが望ましいが、困難な場合は、令和 9 年度末までに対応することとし、配線完了までの期間は既存の PoE インジェクタを使用してもよい。
- 機器の導入について、他システム（フェニックス防災システム、税システム等）の運用担当者と調整、情報収集等を行い、必要となる機器の設定情報を引き継ぐこと。
- 県庁 WAN のバックボーンとして利用している兵庫情報ハイウェイについても、兵庫情報ハイウェイ各機器に設定されている県庁 WAN にかかる全ての VPN 設定情報を理解し、ネットワーク切り替え作業計画を策定すること。その際、ネットワーク切り替え時における各 VPN の停止時間を可能な限り最小化すること。
- 機器の切り替え時は、兵庫情報ハイウェイの運用担当者ともスケジュール調整を行い、切り替え作業時の連絡、兵庫情報ハイウェイ側にて発生する設定変更内容の共有及び作業連携を行うこと。
- 部屋ハブ、島ハブは既設機器の使用を可とする。
- 県が提供する既設ネットワーク機器を使用して、本庁から兵庫情報ハイウェイ三宮 AP までの通信経路上で想定しうる全ての単一故障に対して、自動的に迂回通信及び復旧時の切り戻しができるように設定すること。
- 県が運用しているネットワーク監視サーバ（JP1）に対して、本案件で導入するネットワーク機器を登録し、運用監視可能な状態を構成すること。

#### 8. 3 ハウジングにおける仕様

神戸データセンターにおいて、以下の仕様のラックを用意すること。

##### (1) ラック仕様

- NEMA 規格準拠の 19 インチラックで、40 ラックユニット以上利用可能なサイズであること。

##### (2) 電源仕様

- 無停電電源系統（100V 30A）で、NEMA 5-15R×16 口以上の電源コンセントバーを 1 ラックにつき 2 系統設置すること。

##### (3) 必要数

- 2 ラック

#### 8. 4 構築に関する仕様

- 本調達仕様書の対象機器の導入に当たって実施する構築作業全体の計画書を提出し、県の承諾を得ること。
- 導入機器の正常性及び各機器間の全ての通信における正常性を確認すること。

- 通信の正常性、既存機器の設定変更や、回線の追加に伴う通信の正常性確認についても受注者の責任で実施すること。
- 機器の操作及び運用方法等の必要事項を記載した運用操作マニュアル等を作成した上で、県庁 WAN 運用担当者への引継ぎを行うこと。
- 作業完了時点での設定内容のバックアップを行い、別途指定する電子媒体にて県庁 WAN 運用担当者への引継ぎを行うこと。
- 再リリースを行う 1 号館、2 号館の有線ネットワーク機器について、移行時または県庁 WAN 運営上問題が発生する場合は受注者の責任で設定を変更しても良い。ただし、その際に必要に発生する費用は本案件費用に含めること。
- 脆弱性検知ツール (a, b から各 1 種類以上) を使用してセキュリティチェックを行い、受注者が構築したサーバ等の脆弱性を除去した上で、その結果を県に報告し承認を得ること。また、報告した内容について県から指示があった場合は、それに従い改善等を行い、再度、結果を報告することとし、県の承認を得られるまでこれを繰り返すこと。
  - a セキュリティスキャナ  
Rapid7 Nexpose、Penetrator Vulnerability Scanner、Qualys Guard、Nessus 等又は不正アクセスを模擬するテスト用スクリプト等により、サーバ機器、ソフトウェア等の脆弱性、修正プログラムの適用の有無等を確認すること。
  - b Web アプリケーション脆弱性検査ツール  
Web アプリケーション脆弱性検査ツール (Rapid7 AppSpider、Nikto、ZAP 等) 又は不正な SQL コマンドを模擬するテスト用の入力スクリプト等を使用し、CGI、PHP、HTML 等の脆弱性利用した侵入テストを実施すること。

## 8. 5 通信回線

下記の通信回線サービスを準備し、契約期間中の機器経費、利用料等を負担すること。

### 8. 5. 1 本庁周辺拠点接続回線

- 200Mbps 以上のベストエフォート回線であること。
- 最大 30 拠点まで接続できる、セキュリティが確保された閉域網内で実現する、レイヤ 3 の閉域 VPN サービスの機能を有すること。
- 下記 5 拠点を接続すること (本庁、下山手分室、夢舞台国際会議場、子ども多文化共生センター、神戸マラソン準備室)
- ID とパスワードが回線に紐づいており、他回線で利用できないこと。
- 県庁内でサーバ運用している保守ベンダーが本回線に重畳してくるが、セキュリティを担保し接続できるようにサポートを行うこと。

### 8. 5. 2 インターネット接続回線

- 10Gbps 以上のベストエフォート回線 (3 回線) でインターネットが利用できること。
- 光回線であること。

## 8. 6 契約期間終了時の物件に関する仕様

- 契約期間終了後、賃貸借物件の搬出を行うこと。また、それにかかる費用を負担すること。
- 賃貸借物件のうちネットワーク機器については、コンフィグ、ログ及びソフトウェアの消去を行うこと。なお、賃貸借契約期間内に障害等により機器交換を行う場合、交換対象となる機器についても、本項目を準用する。
- サーバや端末については、米国国家安全保障局方式にてストレージのデータ消去を行い、データ消去証明書を提出すること。なお、賃貸借契約期間内に障害等によりストレージ交換を行う場合、交換対象となるストレージについても、本項目を準用する。賃貸借契約期間内に障害等により機器交換を行

う場合、交換対象となる機器についても、本項目を準用する。

- ・ 取得したソフトウェアライセンスは、契約終了後に県に無償譲渡すること。
- ・ 本庁3号館構内光ファイバーケーブルは契約終了後に県に無償譲渡すること。

#### 8. 7 資産の撤去に関する仕様

- ・ 既存の賃貸借機器に含まれない既設機器の撤去を行うこと。その際、撤去対象の全機器については、再利用を考慮し梱包等を行い、注意して取り扱うこと。数量及び品目の概況は次に示すとおりとする。
  - ・ 無線 LAN コントローラ 2 台
  - ・ センタースイッチ 4 台
  - ・ フロアスイッチ 16 台
  - ・ 無線 LAN アクセスポイント 740 台
  - ・ 無停電電源装置 5 台
  - ・ その他ネットワーク機器 25 台
- ・ 撤去した機器は、受注者において一時収容場所を確保し保管のうえ、県の指示に従い移設等の対応を行うこと。

#### 8. 8 その他

以下については、受注者の負担で実施すること。

- ・ 現状調査
- ・ 電源、ラック設置のファシリティ整備に関する工事
- ・ 県庁 WAN 運用担当者及び現行の保守業務担当者からの引継ぎ
- ・ その他本仕様書対象機器の導入に際して発生する一切の作業

### 9 保守に関する仕様

#### 9. 1 共通仕様

- ・ システムを常に完全な機能を保ち、県業務に影響を与えないように導入した全て機器等に対する保守作業を受注者の責任において確実に行うこと。
- ・ 保守作業に当たっては、県庁 WAN 運用担当者との円滑な協力体制を実現すること。
- ・ 障害発生時の保守は、特に定めのあるものを除き 24 時間 365 日対応で実施すること。
- ・ 機器の障害時の復旧措置は、原則としてオンサイトでの保守を実施し、障害発生の連絡後 2 時間以内（ただし、県がやむを得ないと判断した場合を除く。）に現地駆けつけを行うこと。
- ・ 県庁 WAN の運用担当者による故障箇所切り分けが困難な場合、又は故障切り分けに長時間を要するような場合には、県庁 WAN 運用担当者と連携し作業員を現地派遣して故障切り分けの協力を行い、速やかに原状回復を行うこと。
- ・ 故障機器の復旧において、ネットワーク機器およびサーバのアプリケーションのバージョン、設定情報及び登録情報は、県庁 WAN 運用管理者が取得している情報及び差分更新情報を含めて、可能な限り最新の情報に復旧させること。
- ・ 機器の復旧のために機器を持ち帰る場合、又は復旧に時間を要する場合は、県の指示に従い代替機を用意して代替運用すること。
- ・ 導入機器及びソフトウェアについて、県からの問い合わせ対応を行うこと。また、問い合わせ窓口を一本化すること。
- ・ 製造元の初期不良やセキュリティホールが発覚した場合は、県の指示によりネットワーク機器のファームウェア、サーバ及びアプリケーションソフトウェアのバージョンアップ作業を行うこと。その際、システムへの影響を調査し、事前に十分検証を行うとともに作業後の試験も行うこと。
- ・ 故障保守における作業が完了したときには、その都度書面により完了報告を行うこと。
- ・ その他保守作業全般について、県業務に支障を来たすことなく適切かつ迅速な対応を行うこと。
- ・ ネットワーク維持管理のため、開庁日の 8 時 30 分から 18 時までの間、1 名以上の技術者が以下の作

業に1時間以内に対応し、県業務に支障をきたさないようにすること。

- ① 県が提供するネットワーク監視装置等を用いてネットワークの状態監視を行うこと。
  - ② ネットワーク変更に伴うVLAN、VPN等の設計及びスイッチ、ルータ、ファイアウォール等の設定変更を行うこと。
  - ③ ネットワーク障害が発生した場合、県庁WANのみならずバックボーンである兵庫情報ハイウェイのネットワークポリシー及び運用ポリシーを理解したうえで、適切な障害切り分け、回復処理を実施すること。
  - ④ 県庁WANの運用において必要な情報（特にセキュリティ関係）を収集し、県に提供するとともに、対応が必要な場合はその対策方法の検討及び作業を実施すること。
- ・ 以下の保守の対応時間は、平日9時から17時30分とする。また、交換した機器は適切に産業廃棄物処理を行うこと。
    - ① 別紙1の本庁、各地方拠点に既設の以下の機器における、故障時の引取り修理及び機器交換対応。
      - ・ 県庁1号館・2号館の再リース機器 約20台  
(メーカー修理保守については、再リース契約内で調達予定のため、本件範囲に含めない)
      - ・ 部屋ハブ、島ハブ 約3,820台  
(24ポート:約20台、16ポート:約1,600台、8ポート:約2,200台)
      - ・ メディアコンバータ 約10台
      - ・ 1対1のxDSLモデム 約10台
    - ② 別紙4の県立学校に既設の以下の機器における、故障時の引取り修理及び機器交換対応。
      - ・ 教育用島ハブ 約200台(8ポート製品)
      - ・ メディアコンバータ 約35台
    - ③ 本庁及び地方拠点OA-VPN内の共通パソコンまでの全ての既設配線及び別紙4に示す県立学校の教育ネットワークスイッチから共通パソコンまでの既設配線における保守。
  - ・ 以下の作業について、各年度税込1100万円(契約月数が12未満の年度においては、当該金額に契約月数/12を乗じた金額とする)を上限として実施すること。なお、作業に必要な軽微な部材(LANケーブル・モジュール・ハブ・テーブルタップ等)はこの費用に含むこと。
    - ① 契約期間中の拠点の新設・移転等に伴う機器等の設置及び撤去並びに設定作業を行うこと。
    - ② 本庁所属が入居する拠点における、人事異動、組織改編等に伴うハブ・LAN配線・無線LAN基地局配線の設置及び移動並びにテーブルタップ増設作業を行うこと。ここでいう本庁所属とは、県の行政組織規則、兵庫県教育委員会行政組織規則、企業庁組織規程及び病院局組織規程に規定する本庁並びに行政委員会(公安委員会を除く。)の事務局のこととする。
  - ・ 拠点の廃止等に伴い撤去した機器及び別途県が指示する機器については、庁舎建替時の仮庁舎等での使用など、県の指示があった場合に再使用できるよう受注者が適切に保管すること。

## 10 提出物

### 10.1 完成図書

次の資料をMicrosoft 365のOfficeソフトウェア(Word、Excel、PowerPoint)の形式で作成し、各2部提出すること。なお、上記以外の形式でファイルを作成する場合は、県と協議のうえ、ファイルの読込及び編集が可能な環境を県に提供すること。

- ・ システム完成図書 (CDまたはDVD等)
- ・ 操作マニュアル (CDまたはDVD等)
- ・ 運用マニュアル (CDまたはDVD等)

なお、完成図書には設計書(基本設計、詳細設計等)、試験成績書、作業前後の写真等を含むものとする。

### 10.2 その他

次の資料を提出すること。

- ・ ハードウェア取扱説明書

- ・ ソフトウェア取扱説明書
- ・ ソフトウェアインストール用媒体

## 1 1 留意事項

### 1 1. 1 契約不適合責任

引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、県は受注者に対し、履行の追完を請求することができる。履行の追完は、民法第 562 条第 1 項本文にかかわらず、代替物の引渡し又は不足分の引渡しの方法による。

### 1 1. 2 法令等の順守

受注者は、構築、保守に関して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、兵庫県情報セキュリティ対策指針等を遵守すること。また、関係法令及び契約書の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

### 1 1. 3 知的財産の取扱い

- ・ 受注者は本業務で得られた納入成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条、第 28 条の権利を含む。）を無償で県に譲渡すること。
- ・ 受注者は本業務で得られた納入成果物に著作者人格権を行使しないこと。また、本委託業務で得られた納入成果物に第三者の著作者がある場合は、当該著作者に著作者人格権を行使しないように必要な措置をとること。
- ・ 受注者は本業務によって得られた納入成果物について、県が使用する権利及び県が第三者に使用を許諾する権利を無償で許諾すること。
- ・ 受注者は特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。また、それに関わる費用については受注者の負担とする。
- ・ 受注者は、パッケージソフトウェアを利用してシステムの設計・開発を行った場合における県独自に開発した箇所についての知的財産権は、著作者人格権を除き、県に移転するものとする。また、この場合において、本県は、当該パッケージソフトウェアについて、開示、利用及び改変することができるものとする（第三者への使用許諾権及び販売権は含まない）。

## 1 2 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた場合には、県と受注者の協議により定めるものとする。

## 仕様書別紙の交付について（留意事項）

- 1 県庁WANネットワーク機器等調達仕様書の別紙(以下、「仕様書別紙」という)については、兵庫県の基幹的なネットワークのセキュリティに関する機密情報等が含まれるため、入札公告の資料として一般公開せず、仕様書別紙交付申込書及び秘密保持誓約書を県に提出した者にのみ紙媒体により交付することとする。
- 2 入札に参加する者は、入札説明書に定めるところにより入札参加の申込みをするとともに、以下により手続の上、仕様書別紙を確認すること。
- 3 仕様書別紙の交付を希望する者は、(1)の期間中に、(2)の問い合わせ先まで、別添「仕様書別紙交付申込書」及び「秘密保持誓約書」を持参により提出すること。
  - (1) 交付申込書等の提出期間（入札参加申込書の提出期間に準じる。）  
令和8年2月24日（火）から令和8年3月10日（火）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時までを除く。）
  - (2) 問い合わせ先（仕様書別紙の交付場所）  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁3号館12階 兵庫県企画部デジタル改革課  
電話 (078) 341-7711 内線79173  
電子メールアドレス sysad@pref.hyogo.lg.jp
- 4 県から交付を受けた仕様書別紙について、第三者に漏らすことを禁ずるとともに、記載内容の無断転載を禁止し、本件の応札手続以外の目的に供してはならない。
- 5 仕様書別紙は、この入札に参加しないとき又は入札が終了したときに、速やかに県に返却し、又は県の指示に従い適切に廃棄しなければならない。

兵庫県契約担当者  
兵庫県知事様

## 秘密保持誓約書

貴県における一般競争入札公告（県庁WANネットワーク機器等一式（賃貸借））（以下「本件業務」という。）において、\_\_\_\_\_（以下「弊社」という。）が応札するにあたり、「県庁WANネットワーク機器等調達仕様書 別紙」に含まれる秘密情報の取扱いに関し下記の事項を遵守することを誓約の上、交付を申し込みます。

### 記

1. 弊社は、媒体及び手段を問わずに貴県から開示又は提供された貴県の秘密情報（以下「本件秘密情報」という。）を、本件業務の応札のため必要な者を除く第三者に対して開示しません。ただし以下のものについては秘密情報に含みません。
  - (1) 弊社が貴県より開示を受けた時点で既に公知であったもの
  - (2) 弊社が貴県より開示を受けた時点で既に所有していたもの
  - (3) 弊社が貴県より開示を受けた後に弊社の責によらずに公知となったもの
  - (4) 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられたもの
2. 弊社は、本件業務の応札のために必要な者がそれ以外の者に秘密情報を開示しないよう、厳正な措置を講じます。
3. 弊社は、本件秘密情報を本件業務の応札のみを目的として使用するものとし、他の目的には一切使用いたしません。
4. 弊社は、本件秘密情報を複写又は複製いたしません。
5. 弊社は、本件業務に応札しないとき又は入札が終了したときに、本件秘密情報を速やかに貴県に返却又は貴県の指示に従い適切に廃棄します。
6. 弊社が本誓約書の内容に違反したことにより本件秘密情報が漏洩し、貴県に損害が発生した場合には、貴県に対してその損害を賠償いたします。
7. 本誓約書は、本件業務の入札終了後も本件秘密情報が機密性を失う日まで有効に存続することを確認します。

以上

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
閲覧者氏名  
電話番号  
メールアドレス

**仕様書別紙交付申込書**  
(県庁WANネットワーク機器等調達仕様書分)

令和 年 月 日

標記資料の交付を申し込みます。

1. 企業名：
2. 担当者名：
3. 連絡先：

----- 切 り 取 り -----

**仕様書別紙返却票**  
(県庁WANネットワーク機器等調達仕様書分)

標記資料を返却します。

1. 返却年月日：令和 年 月 日
2. 企業名：
3. 担当者名：
4. 連絡先：

開示資料は、この入札に参加しないとき又は入札が終了したときに本票を添付のうえ、速やかに返却すること。

**【開示資料返却先】**

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁3号館12階 兵庫県企画部デジタル改革課  
電話 (078) 341-7711 内線79173  
電子メールアドレス sysad@pref.hyogo.lg.jp







# 物品入札書

件名 県庁WANネットワーク機器等一式（賃貸借）

入札金額 ¥ \_\_\_\_\_ <月額>

(消費税及び地方消費税別)

## 内訳

品目	数量	単価	金額(月額)	摘要
県庁WANネットワーク機器等	一式	—		
計				

設置場所 兵庫県本庁舎他160箇所（詳細は仕様書のとおり）

契約期間 令和9年1月1日（金）から令和14年12月31日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス



# 物 品 入 札 書【再入札用】

件 名 県庁WANネットワーク機器等一式（賃貸借）

入札金額  ¥  <月額>

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額 (月 額)	摘 要
県庁WANネットワーク機器等	一式	—		
計				

設 置 場 所 兵庫県本庁舎他160箇所（詳細は仕様書のとおり）

契 約 期 間 令和9年1月1日（金）から令和14年12月31日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

# 物 品 見 積 書

件 名 県庁WANネットワーク機器等一式（賃貸借）

入札金額  ¥  <月額>  
(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額 (月 額)	摘 要
県庁WANネットワーク機器等	一式	—		
計				

設 置 場 所 兵庫県本庁舎他160箇所（詳細は仕様書のとおり）

契 約 期 間 令和9年1月1日（金）から令和14年12月31日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

メールアドレス

執	行	者	立	会	人
確	認	書	類		

※上記太枠内は記入しないでください。

# 委任状

入札公告されている 県庁WANネットワーク機器等一式（賃貸借）について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	ふりがな 氏名

令和 年 月 日

兵庫県  
契約担当者 兵庫県知事 様

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

《連絡先》

部署名：\_\_\_\_\_

職・氏名：\_\_\_\_\_

電 話： \_\_\_\_\_

# 入札の注意事項（紙による入札の場合のみ）

## 1 入札時の本人確認等について

入札会場において、顔写真付公的書類を提示していただき、本人確認を行います。

顔写真付公的書類（次のいずれか1つを持参してください。）

- ①運転免許証
- ②運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- ③旅券（パスポート）
- ④個人番号カード（マイナンバーカード）
- ⑤在留カード・特別永住証明書
- ⑥官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳等） 等

### (1) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第2号）（以下「参加申込書」という。）の「代表者名」に記入した者が入札する場合

参加申込書の「代表者名」に記入した者の本人確認を行います。

なお、参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」の記入は不要です。

### (2) 参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者が入札する場合

「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者の本人確認を行います。

なお、委任状の提出は不要です。

### (3) 参加申込書の代表者名欄に記入した者が入札する予定であったが、急遽変更となる場合又は参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者から急遽別の者に変更となる場合

入札執行者に連絡のうえ、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。

入札会場では、委任を受けた者の本人確認を行います。

## 2 入札書について

### (1) 入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意してください。

うち、「物品入札書」には金額を記入してください（第1回入札用）。

「物品入札書【再入札用】」には金額欄を未記入としてください（再入札用）。

### (2) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。

【賃貸借の場合】・・・1箇月あたりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含めない額）

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

## 3 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。

入札時に誤って見積書を提出しないようご注意ください。

※ 見積書提出日が再入札日と異なる場合は、開始前に再度本人確認を行います。

## 4 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないでください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

# 提出書類等の注意事項

下記に示す書類を、持参により提出して下さい。ただし、1～4については、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）による提出が可能です（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

## 1 入札参加申込み（期限：令和8年3月10日（火）午後4時）

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- ③ 返信用封筒（110円切手を添付の上、宛先を明記すること。）

ただし、電子入札システムの利用による入札（以下「電子入札」という。）の場合は、同システムにより申請を行ってください。このとき、提出書類等の添付ファイルとして、担当者の氏名、連絡先電話・FAX番号の分かるファイル（書式・ファイル形式は問いません。）を添付してください。一般競争入札参加資格の確認結果については、同システムにより通知します。

## 2 仕様確認を求める書類等及び仕様書の質問について（期限：令和8年3月23日（月）午後4時）

質問の提出期限については、上記のとおりとします。

- ① 仕様確認申込書
- ② 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等  
質問がある場合は、「仕様等に関する質問書」を提出願います。  
提出方法は、上記1と同じです。

電子入札システムにより提出する場合は、**令和8年3月10日（火）の参加申込期限までに**、「証明書等／提案書等」提出機能で、内訳書及びカタログ等のファイルを添付して送信することにより行ってください。

なお、添付されるファイルの合計容量が1MB以下をお願いします。送信できない場合は、出納局物品管理課まで連絡願います。

## 3 開札日時・場所：令和8年4月6日（月）午前11時

兵庫県庁1号館1階入札室（電子入札の場合を除く。）

- ① 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- ② 入札書 2通（1回目入札用、再入札用）
- ③ 出席者の本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が発行した顔写真真付公的書類）

※ 郵送の場合は**令和8年4月3日（金）午後5時まで**に①、②（1回目入札用）の書類を提出してください。

<電子入札の場合>

電子入札書提出期間：**令和8年3月30日（月）午後5時から**

**令和8年4月6日（月）午前11時**まで（土曜及び日曜日を除く。）

## 4 再入札について

1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

ただし「電子入札システム」による入札参加者がある場合は、**再入札日時は 令和8年4月13日（月）午前11時**を予定しております。

なお、郵送での入札参加がある場合には、再入札の日程については、別途設定し、1回目の入札終了後ご連絡させていただきます。

入札日と異なる日に実施する場合には再度、出席者の本人確認を行います。

## 5 契約時（落札業者のみ）

書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）のいずれかにより作成します。

ア 書面の契約書の場合

物品管理課で準備する2通の契約書に記名・押印してください。

イ 電子契約の場合

落札後、電子契約利用同意書を電子メールにより提出してください。

提出後、電子契約の確認依頼が電子メールで届きますので、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行ってください。

本契約と同時に、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額）の**100分の10以上**の額の契約保証金を納付してください。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「様式8（第5の16関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除します。

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

○ 入札に関する質問先:【契約事務担当者】 兵庫県出納局物品管理課物品班 永嶺
TEL:078-341-7711(内線75783) FAX:078-362-3928 メールアドレス:Eiko_Nagamine@pref.hyogo.lg.jp
○ システムに関する質問先:【兵庫県物品調達ヘルプデスク】
TEL:0120-554-538 平日(月曜～金曜日)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

# 賃貸借契約書(案)

兵庫県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、県庁WANネットワーク機器等一式（以下「物件」という。）の賃貸借について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（対象物件及び設置場所）

第1条 甲は、乙から別表の物件を賃借し、乙は、甲に当該物件を賃貸する。

2 物件及び設置場所は、別表記載のとおりとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和9年1月1日（金）から令和14年12月31日（金）までとする。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、月額金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）とする。ただし、賃貸借期間中に1か月未満の端数を生じた月、又は乙の責に帰すべき理由により物件を使用できなかった月の賃貸借料は、日割計算により算出するものとする。なお、当該金額に1円未満の端数を生じるときは、その金額を切り捨てるものとする。

（賃貸借料の請求）

第4条 乙は、毎月10日までに前月分の賃貸借料を甲に請求するものとする。

（賃貸借料の支払）

第5条 甲は、前条の規定により乙から正当な請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、金 円とする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、この契約の履行に関して直接又は間接に知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、甲から提供された資料、原票等（以下「資料等」という。）については、甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。また、この契約の履行中においては、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、使用後は速やかに甲に返還するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（セキュリティ対策）

第9条 乙は、この契約の履行における情報セキュリティ対策のために、別記「兵庫県情報セキュリティ対策指針」及びその実施手順を守らなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反し甲に損害を与えたときは、乙に対して損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、セキュリティ対策の実施状況確認のため、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又はセキュリティ対策に関して乙に改善を求めることができる。

（権利、義務の譲渡禁止）

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（委託の禁止）

第11条 乙は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項における主体的部分とは、この契約における総合的な企画及び判断並びに管理部分をいう。

3 乙は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「一部委託」という。）てはならない。

ただし、あらかじめ一部委託の相手方の住所、氏名及び一部委託を行う業務の範囲等（以下「一部委託に関する事項」という。）を記載した一部委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に一部委託することができる。

4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後承認を得た第三者についても、同様とする。

5 乙は、この契約の一部を一部委託先から、さらに第三者に再委託させる場合（2次委託）には、甲に対し、当該第三者の一部委託に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、3次委託以降も同様とする。

6 一部委託する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて一部委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

7 乙は、この契約の一部を一部委託する場合には、一部委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

（使用及び管理）

第12条 甲は、善良な管理者の注意をもって物件を使用及び管理するものとする。

（物件の維持及び費用）

第13条 乙は、甲から故障の通知があったときは、遅滞なく乙の責任において、物件が良好な状態で稼働できるよう必要な費用を負担して修理するものとし、設置場所での修理が困難な場合は、修理期間中無償で代替機と交換するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由によってその修理又は交換が必要になったときは、この限りでない。

2 甲は、物件の修理が必要である場合において、次に掲げるときは、その修理をすることができるものとする。

（1）乙が、前項に規定する通知があつてから相当の期間内に必要な修理をしないとき。

（2）急迫の事情があるとき。

3 前項の場合において、甲は、その修理に要した費用を支出したときは、乙に対してその費用の償還を請求できるものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由によってその修理が必要になったときは、この限りでない。

（所有者の表示）

第14条 乙は、物件に自己の所有である旨の表示を付することができる。

（保険）

第15条 乙は、物件につき乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

（履行遅滞の場合の違約金）

第16条 乙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（月額賃貸借料金×契約月数）につき年10.75%の割合で計算した額を違約金として甲に納めなければならない。

（損害賠償）

第17条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えたときは、その賠償を甲に対して請求できるものとする。ただし、甲が物件を修理し、又は乙が動産総合保険で補償された場合は、その範囲内において甲は賠償の責を負わないものとする。

（搬入・搬出料金）

第18条 物件の搬入及び搬出に要する費用は、乙の負担とする。

（甲の通知義務）

第19条 甲は、物件について改造又は仕様の変更をしようとするときは、乙に事前に書面で通知し、その承諾を得るものとする。

2 甲は、物件について盗難、滅失、損傷等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

(物件の返還)

第20条 甲は、契約期間が満了したときは、設置場所において物件を乙に返還するものとする。

2 前項の場合において、甲は、物件を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた物件の損耗並びに物件の経年劣化を除く。）があるときは、その損傷を原状に復さなければならない。ただし、その損傷が甲の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第21条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

第21条の3 甲は、第21条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前2条及び前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

5 第2項又は第3項の規定により契約が解除された場合に、乙に損害が生じたときには、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することができる。

6 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は、次の各号による金額を違約金として甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 賃貸借開始日前に解除した場合には、契約金額の10分の1に相当する額。

(2) 賃貸借開始日以降に解除した場合には、当該解除日の翌日から本契約期間の満了日までの期間に対する契約金額の10分の1に相当する額。

7 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

8 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第22条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情のある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定

する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第 4 項及び第 6 項から第 8 項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（情報の利用）

第 23 条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講じるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

（警察の捜査への協力）

第 24 条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第 25 条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（賠償の予約）

第 26 条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 による刑が確定したとき。

(2) 刑法第 198 条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 61 条第 1 項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前 2 号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（調査への協力）

第 27 条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む 6 会計年度の間は同様とする。

（その他）

第 28 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義のある場合は、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。  
ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県知事 齋藤元彦

乙 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名



## 【個人情報取扱特記事項】

## (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

## (収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## (目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

## (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## (廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

## (秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

## (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

## (特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、契約書において定めた場所で行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

## (事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

## (責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

## (一部委託の禁止)

第11 乙はこの契約の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「一部委託」という。)てはならない。ただし、あらかじめ一部委託の相手方の住所、氏名及び一部委託を行う業務の範囲等(以下「一部委託に関する事項」という。)を記載した一部委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に一部委託することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、この契約の一部を一部委託先から、さらに第三者に再委託させる場合(2次委託)には、甲に対し、当該第三者の一部委託に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、3次委託以降も同様とする。

4 一部委託する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて一部委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、この契約の一部を一部委託する場合には、一部委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、

甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、一部委託先に対して、その委託した業務の履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び一部委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

# 兵庫県情報セキュリティ対策指針

## 第1章 情報セキュリティ対策基本方針

(目的)

第1条 この指針は、兵庫県（以下「県」という。）の情報資産を適切に保持するため、情報システムの信頼性及び安全性の確保に必要な情報セキュリティ対策の基本方針と具体的な対策を講ずるに当たっての基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報資産 情報システムの開発、運用、利用等に係るすべての電磁的に記録されたデータをいう。
- (2) 情報セキュリティ対策 情報資産の完全性、可用性、機密性を保持し、適正な利用を確保することをいう。
- (3) 情報システム コンピュータ、通信機器、通信回線及び記録媒体で構成され、業務に関する情報処理を行う仕組みをいう。
- (4) ネットワーク 複数のコンピュータを通信回線により、互いに資源を共有することができるように結合させた仕組みをいう。
- (5) サーバ 情報システムを構成する機器のうち、特定のサービスを提供するコンピュータをいう。
- (6) ID 情報システムの利用者を識別するための記号をいう。
- (7) IDカード 情報システムの利用者を識別するための磁気又はICカードをいう。
- (8) パスワード 情報システムの利用者であることを確認するために使用される記号をいう。
- (9) 不正アクセス 情報システムを利用する権限のない者が不正な手段でこれを利用することをいう。
- (10) バックアップ データの滅失、き損に備えた複製をいう。
- (11) コンピュータウイルス 情報システムの正常な動作を意図的に妨げるプログラムをいう。
- (12) 外部サービス 一般の事業者等の県以外の組織が情報システムの一部又は全部の機能を提供するクラウドサービス、ホスティングサービス、ハウジングサービス、ソーシャルメディアサービス等のサービスをいう。

(対象範囲)

第3条 この指針は、県の各機関が構築・運用するすべての情報システムを対象とする。

- 2 前項の機関の範囲は、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに公営企業及び病院事業の管理者とする。

3 この指針は、前項の機関のすべての職員（臨時職員、再任用職員、非常勤職員等を含む。）及び前項の機関から情報システムの開発・運用を委託された外部委託事業者等（以下「利用者」という。）に適用する。

（情報資産の分類）

第4条 情報セキュリティ対策は、情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じて行うものとする。

（情報資産への脅威）

第5条 情報セキュリティ対策は、兵庫県が保有する情報資産を次の各号に掲げる脅威からの確かつ効率的に保護することを目的とする。

- (1) 情報システムへの不正アクセス、不正操作、利用者による意図しない操作、コンピュータウィルスの頒布、過剰な負荷をかける行為等によるデータやプログラムの持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難、情報システムの中断及び停止等。
- (2) 利用者による記録媒体の持出、規定外の端末接続等によるデータやプログラムの漏洩、流出等。
- (3) 地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障等による情報システムの損傷、中断及び停止。

（情報セキュリティ対策）

第6条 前条で示した脅威から情報資産を保護するために、次の各号に掲げる対策を講ずるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを構成する機器及びこれらの機器・設備を設置する施設の入退室管理等情報システムの設置に伴う安全性を確保するために必要な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

情報システムの利用者の責務を明らかにするとともに情報セキュリティ対策に関する研修や啓発を行うなど情報システムの適正な利用を確保するために必要な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報システムへの不正アクセスの防止、コンピュータウィルス対策、情報システムにおけるアクセス制御等の情報システムの開発及び運用における技術的信頼性を確保するために必要な対策を講ずる。

(4) 運用面の対策

情報システムの監視、指針の遵守状況の確認、緊急事態に対応した危機管理等により情報システムの運用面における信頼性を確保し、この指針を効果的に運用するために必要な対策を講ずる。

（情報システム全体の強靱性の向上）

第7条 情報セキュリティの強化のため、情報システム全体に対し次の各号に掲げる

対策を講じるものとする。

- (1) 住民情報の流出を防ぐため、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年号外法律第27号）第2条第5項に規定する個人を特定する番号）を利用する業務システムにおいては、国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部接続先を除き、原則として、他の領域との通信を遮断する対策を講じるものとする。
- (2) LGWAN（高度なセキュリティを確保した上で各地方公共団体の内部システムを相互接続する行政専用のネットワーク）に接続された業務システムにおいては、インターネットに接続された業務システムとの通信経路を遮断し、両システム間で通信する場合には、インターネットメール本文のテキスト化、端末への画面転送等の無害化処理を実施するものとする。
- (3) インターネットに接続された業務システムにおいては、県及び県内市町のインターネットとの通信を集約した兵庫県情報セキュリティクラウドを活用した高度な情報セキュリティ対策を行うものとする。
- (4) 業務の効率性・利便性向上のため、主たる職員端末、業務システム、重要な情報資産等をインターネットに接続して利用する場合は、事前に外部による確認を実施し、必要な情報セキュリティ対策を講じた上で、利用中も定期的に外部監査を実施するものとする。

（情報セキュリティ対策統括者）

第8条 この指針に基づき、全庁的な情報セキュリティ対策を統括する責任者として、情報セキュリティ対策統括者（以下「統括者」という。）を置く。

- 2 統括者には企画部デジタル改革課システム企画官をもって充てる。
- 3 統括者は、情報資産の流出、漏えい、改ざん並びに情報システムの障害、誤動作等の事故（以下「事故等」という。）に対処するための体制を整備し、役割を明確化するものとする。
- 4 前項に掲げる体制に関し必要な事項については別に定める。

（情報セキュリティ対策委員会）

第9条 県における情報セキュリティ対策を円滑に推進するため、情報セキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員長は統括者をもって充てる。
- 3 委員会は、情報セキュリティ対策の推進方策や指針の見直し等について協議、調整を行う。
- 4 その他委員会の運営に関し必要な事項については別に定める。

（運用管理者の責務）

第10条 この指針に基づき、情報システムの適正な運用を図るために、各情報システムに情報セキュリティ対策の運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

- 2 運用管理者には、当該情報システムの業務主管課室長をもって充てる。ただし、当該情報システムにおいて他の業務管理者が定められている場合はこの限りではない。

- 3 運用管理者は、当該情報システムの適正な運用を図るために必要な情報セキュリティ対策の実施手順（システム運用管理要綱）を策定しなければならない。
- 4 運用管理者は、この指針及び実施手順の遵守状況を点検チェックシートにより適宜点検し、これらの実効性が保たれるよう必要な措置を講じなければならない。

（利用責任者の責務）

第11条 情報システムの適正な利用を確保するため、各所属に情報システムの利用責任者（以下「利用責任者」という。）を置く。

- 2 利用責任者には次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 本庁においては課室長とする。
  - (2) 地方機関においては地方機関の長、教育機関の長、県立学校の校長とする。ただし、県民局及び県民センターにあっては室等の長及び事務所の長等とする。
- 3 利用責任者は、各所属においてこの指針及び運用管理者が定める実施手順が遵守されるよう必要な措置を講じなければならない。

（利用者の責務）

第12条 利用者は、この指針及び実施手順を遵守し、情報システムを適正に利用しなければならない。

（評価及び見直し）

- 第13条 運用管理者は、この指針を踏まえた情報セキュリティ対策の遵守状況について定期的に監査し、その結果を統括者に報告しなければならない。
- 2 統括者は、委員会での協議を踏まえ、必要に応じて指針の見直しを行わなければならない。

## 第2章 情報セキュリティ対策基準

### 第1節 物理的セキュリティ対策

（機器の設置）

第14条 運用管理者は、情報システムの機器の設置について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう固定する等の措置を講ずること。
- (2) 情報システムを設置する事務室への不正な侵入や盗難を防止するため施錠の徹底等必要な措置を講ずること。
- (3) 利用者以外の者が容易に操作できないように、利用者のID及びパスワードの設定等の措置を講ずること。
- (4) ディスプレイ装置、配線等から放射される電磁波による情報の外部への漏えいを防止する措置を講ずること。

- (5) 当該機器を適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備えつけること。
- (6) 落雷等による過電流に対して機器を保護するために必要な措置を講ずること。
- (7) 機器の配線に当たっては、損傷等を受けることがないように必要な措置を講ずること。

(情報システム室の設置管理)

第15条 運用管理者は、重要な情報システムの設置、運用及び管理を行うための施設(以下「情報システム室」という。)を設置する場合は、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

- (1) 情報システム室には、耐震対策、防火対策、防犯対策等の措置を講ずること。
  - (2) 情報システム室の入退室はあらかじめ許可した者のみとし、ビデオカメラによる監視装置、カード、指紋認証等による入退室管理又は入退室管理簿の記載を行うこと。
  - (3) 情報システム室へ機器等を搬入する場合は、あらかじめ当該機器等の既存情報システムに対する安全性について確認を行うこと。
  - (4) 情報システム室内の機器の配置は、緊急時に利用者が円滑に避難できるように配慮すること。
- 2 情報システム室に入室する者は、身分証明書等を携帯し、運用管理者の指定する担当職員の求めに従い提示しなければならない。
- 3 情報システム室に機器等を設置しようとする者は、当該情報システム室を設置する運用管理者の指示に従わなければならない。
- 4 運用管理者は、民間事業者等他の機関が管理する施設に情報システムを設置して運用を委託するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 当該施設が第1項に規定する対策が講じられていることを確認すること。
  - (2) 当該施設におけるセキュリティ対策の実施状況について定期的に監査すること。
  - (3) その他、この指針で定める対策基準に基づき適正な外部委託の管理を行うこと。

## 第2節 人的セキュリティ対策

(情報資産の管理)

第16条 情報資産の管理に当たって、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) データのき損、滅失等に備えるため、保管するデータのバックアップを定期的な作成すること。
- (2) 重要な情報資産はパスワードを施すなど適切な管理を行うこと。
- (3) 退庁時及び長時間離席する場合は、使用する端末等の電源を切ること。
- (4) 運用管理者の許可を得ず、情報システムで処理するデータ及びその複製を定められた場所から移動させないこと。
- (5) その他、自己の管理する情報が他に流出しないよう保護すること。

(記録媒体の管理等)

第17条 情報資産をハードディスク、USBメモリ等の記録媒体で管理する場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 取り出し可能な記録媒体を、盗難や損傷の防止のために適切な管理を行うこと。  
また、個人情報等が記録された機密情報を含む当該記録媒体を定められた場所から持ち出す場合は、運用管理者または利用責任者の許可を得ることとし、データの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用、追跡可能な移送手段の利用等の措置を講じなければならない。

(2) 記録媒体は、防犯、耐火、耐熱、耐水及び耐湿対策等を講じた施錠可能な場所に保管し、管理簿を設けるなど適切な管理を行うこと。

(3) 記録媒体が不要となった場合は、当該媒体に含まれる情報は、記録媒体の初期化など情報を復元できないように消去を行ったうえで廃棄すること。

2 運用管理者は、記録媒体、機器等の廃棄、返却等を行う場合、記録媒体、機器内部の記憶装置等から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。

(利用禁止行為)

第18条 利用者は、情報システムの利用について次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 業務に関連しない目的で情報システムを利用すること。

(2) 法令又は公序良俗に反した利用を行うこと。

(3) 他の利用者又は第三者の著作権、人権及びプライバシーを侵害するおそれのある利用を行うこと。

(4) 情報の改ざん、き損及び滅失並びに虚偽の情報提供を行うこと。

(5) 通信を阻害する行為及び情報資産に損害又は不利益を及ぼす利用を行うこと。

2 運用管理者は、前項に該当する利用が行われていると認める場合は、当該利用者に対して情報システムの利用を停止することができる。

(生成AIシステムの利用)

第18条の2 利用者は、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を用いた情報システム（無償で提供される外部サービスを含む。以下「生成AIシステム」という。）の利用について、前条第1項の規定のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 運用管理者が利用者を定める生成AIシステムを除き、利用について運用管理者又は利用責任者（無償で提供される外部サービス等で運用管理者及び利用責任者の定めのない場合は、第11条第2項各号に掲げる者）の許可を得ること。

(2) 安全性が確認されたものとして統括者が許可した生成AIシステムを除き、入力情報に非公開情報（個人情報その他の情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第

- 6条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)を含めないこと。
- (3) 生成AIから出力された結果の正確性を確認すること。

#### (ID及びパスワードの管理)

第19条 利用者は、自己の保有するID及びパスワードに関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者のIDは使わないこと。
  - (2) パスワードは十分な長さとし、文字列はアルファベット、数字及び記号を混在させるなど容易に推定できないものとする。
  - (3) パスワードは定期的に変更し、古いパスワードの再利用はしないこと。
  - (4) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと。
  - (5) パスワードの盗用や漏えいがあった場合は、直ちに利用責任者に連絡すること。
  - (6) その他、ID及びパスワードの適正な管理を行うこと。
- 2 利用者はIDカードの利用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) IDカードを利用者間で共有しないこと。
  - (2) IDカードを、カードの読み取り装置又は端末に常時挿入しないこと。
  - (3) IDカードを紛失した場合には、速やかに利用責任者に通報し、指示を仰ぐこと。

#### (教育・訓練)

第20条 統括者は、すべての職員がこの指針について理解を深め、遵守を徹底するよう、情報セキュリティ対策に関する研修の実施や普及啓発を行わなければならない。

- 2 運用管理者は、情報システムに不測の事態が発生した場合に備えた訓練を計画的に行わなければならない。

#### (事故等の報告)

第21条 利用者は、事故等を発見した場合には、直ちに利用責任者に報告し、その指示に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 利用責任者は、事故等の報告を受けた場合は、直ちに当該事故等の内容を運用管理者に報告しなければならない。

#### (外部委託に関する管理)

第22条 運用管理者は、情報システムの開発・保守運用を民間事業者等に委託する場合は、この指針を踏まえ当該外部委託事業者が遵守すべき事項を明記した契約を締結しなければならない。

- 2 運用管理者は、個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を外部委託事業者に委託しようとするときは、当該外部委託事業者との契約書に、個人情報取扱特記事項(「個人情報を取り扱う事務の委託に伴う措置について(平成9年11月21日付文第294号知事公室長通知)」)を規定しなければならない。
- 3 運用管理者は、外部委託事業者との契約書には、この指針及び実施手順が遵守され

なかった場合の損害賠償等の規定を定めなければならない。

- 4 運用管理者は、外部委託事業者の選定時において、この指針に定める情報資産の安全管理措置と同等の措置が講じられているかを確認しなければならない。
- 5 外部委託事業者は、情報システムの開発・保守運用の外部委託において再委託（三次委託以降を含む。以下「再委託等」という。）が行われる場合、再委託先（三次委託以降の委託先を含む。以下「再委託事業者等」という。）の名称、業務範囲、再委託等を行う必要性等、県が求める項目を書面で運用管理者に提出し、再委託等の許可を求めなければならない。
- 6 運用管理者は、外部委託事業者から前項に規定する再委託等の許可を求める書面が提出された場合、その内容を確認し、再委託等に問題がないと認める場合には承認できるものとする。
- 7 外部委託事業者は、前2項の手続きにより再委託等が承認された場合、再委託事業者等の行為について、県に対し全ての責任を負うものとする。
- 8 外部委託事業者は、この指針で定める運用管理者の遵守事項（再委託事業者等への対応を含む）について、その実現のために協力しなければならない。
- 9 運用管理者は、外部委託事業者からこの指針の遵守状況（再委託事業者等の遵守状況を含む）について定期的な報告を受けるなど、適切な監督を実施し、支障を認めた場合は必要な措置を講じなければならない。
- 10 運用管理者は、外部委託事業者及び再委託事業者等とのデータの受け渡しに係る内容、日付等を記録しなければならない。
- 11 運用管理者は、外部委託事業者及び再委託事業者等の責任者や業務に携わる社員の名簿を作成するとともに、その作業場所を特定しなければならない。
- 12 運用管理者は、身分証明書の提示を外部委託事業者及び再委託事業者等に求めるなどにより、契約で定められた資格を有するものが作業に従事しているか確認を行わなければならない。
- 13 運用管理者は、外部委託事業者及び再委託事業者等の従業員に対する教育が実施されているかを確認しなければならない。

### 第3節 技術的セキュリティ対策

（アクセス記録の取得等）

- 第23条 運用管理者は、各種アクセス記録及び情報セキュリティ対策に必要な記録をすべて取得し、1年以上の期間を定めて、保存しなければならない。
- 2 前項に掲げる以外の情報については、その重要度に応じて期間を設定し、バックアップを作成しなければならない。
  - 3 運用管理者は、定期的にアクセス記録等を分析、監視しなければならない。
  - 4 運用管理者は、アクセス記録等が窃取、改ざん、消去されないように必要な措置を講じなければならない。

（情報システムの入出力データ）

- 第24条 運用管理者は、当該情報システムに入力されるデータの正確性を確保するため

の対策を講じなければならない。

- 2 運用管理者は、利用者又は利用者以外の者の故意又は過失による誤ったデータの入力により情報が改ざんされるおそれがある場合、これを検出する手段を講じなければならない。また、改ざんの有無を検出し、必要な場合は情報の修復を行う手段を講じなければならない。
- 3 運用管理者は、情報システムから出力されるデータが、正しく情報処理され、出力されることを確保しなければならない。

(電子署名・暗号化)

第25条 運用管理者は、機密情報及び重大な情報については、機密性を保護するために暗号化しなければならない。

- 2 暗号化に係る運用管理については別に定める。

(機器構成の変更)

第26条 運用管理者は、情報システムの機器に業務上必要でないプロトコル(通信手順)を設定してはならない。

- 2 利用者は、端末の改造及び機器の増設・交換を行ってはならない。
- 3 利用者は、運用管理者の許可なく、その使用する端末にIDの追加、共有データの設定、ソフトウェアの追加等の設定変更を行ってはならない。

(利用者の管理)

第27条 運用管理者は、情報システムの利用者の登録、変更、抹消等登録情報の管理及び異動、退職した職員等のID及びパスワードの管理等利用者を適正に管理しなければならない。

(情報システムにおけるアクセス制御)

第28条 運用管理者は、情報システムにおけるアクセス制御について次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) アクセス権限の許可は必要最小限にすること。
- (2) 不正アクセスを防止するため、ユーザ認証、論理的なネットワークの分割、ファイアウォール(組織内の情報通信機器や端末に外部からの侵入を防ぐ目的で設置してあるセキュリティシステム)の設置等の適切なネットワーク経路制御を講ずること。
- (3) アクセス方法等は利用者の真正性が確保できるものにする。
- (4) 接続した情報通信機器についてセキュリティに問題が認められ、情報システムの情報資産に脅威が生じることが想定される場合には、速やかに当該情報通信機器を内部ネットワークとの接続から物理的に遮断すること。

(外部ネットワークとの接続)

第29条 県の情報システムと県以外の機関が管理する情報システム(以下「外部ネットワーク」という。)との接続については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければな

らない。

- (1) 不正アクセスを防止するためのファイアウォールの設置や利用者の認証、論理的なネットワークの分割等適切なネットワーク経路制御を講ずること。
- (2) 外部から情報システムにアクセスする場合は、ユーザ認証、ファイアウォールの設置等のネットワーク上の制御を講ずること。
- (3) 外部ネットワークとの接続により情報システムの運用及び情報資産の保持に支障が生じるおそれがある場合は、直ちに当該情報システムと外部ネットワークとの接続を物理的に遮断すること。

(情報システムの開発)

第30条 運用管理者は、情報システムの開発について次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 情報システムの開発、保守等に関する事故及び不正行為に係るリスク（危険性）の評価を行うこと。
- (2) プログラム、設定等のソースコードを整備すること。
- (3) セキュリティの確保に支障が生じるおそれのあるソフトウェアは使用しないこと。
- (4) 情報システムの開発及び保守に係る記録を作成するとともに、運用、管理等に必要な説明書等の書類は定められた場所へ保管すること。
- (5) 不要になった利用者ID、パスワード等は速やかに抹消すること。

(情報システムの調達)

第31条 運用管理者は、情報システムの機器及びソフトウェアの調達に伴う仕様書の作成については、情報セキュリティ対策上支障が生じるおそれのある内容を記載しないようにしなければならない。

- 2 運用管理者は、機器及びソフトウェアを調達する場合は、当該製品の安全性及び信頼性を確認しなければならない。

(ソフトウェアの保守及び更新)

第32条 運用管理者は、独自開発ソフトウェア及びOS等を更新し又は修正プログラムを導入する場合は、不具合及び他のシステムとの適合性の確認を行い、計画的に更新し又は導入しなければならない。

- 2 運用管理者は、情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に関して常に情報を収集し、発見した場合は、修正プログラムの導入等速やかな対応を行わなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第33条 運用管理者は、コンピュータウイルスによる情報システムの安全性を確保するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 外部のネットワークからデータを取り入れる際には、ファイアウォール、メールサーバ等においてウイルスチェックを行いシステムへの侵入を防止すること。

- (2) 外部のネットワークへデータを送信する際にも、前号と同様のウイルスチェックを行い、外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止すること。
  - (3) コンピュータウイルス情報について利用者に対する注意喚起を行うこと。
  - (4) 端末においてウイルス対策用のソフトウェアを導入すること。
  - (5) ウイルスチェック用のパターンファイルは常に最新のものに保つこと。
  - (6) コンピュータウイルスに対する修正プログラムの入手に努め、サーバ及び端末に速やかに適用すること。
  - (7) コンピュータウイルスの感染のおそれの少ないソフトウェアの選定を行うこと。
- 2 利用責任者は、利用者がコンピュータウイルスを発見した場合、又はコンピュータウイルスにより障害が生じたと認められる場合は、直ちに運用管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。
  - 3 利用者は、コンピュータウイルスによる被害を防止するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
    - (1) 差出人が不明な電子メールや不審なファイルが添付された電子メールを受信した場合は開封せず、直ちに削除すること。
    - (2) 添付ファイルのあるメールを送信する場合は、ウイルスチェックを行うこと。
    - (3) 外部から入手したデータは、必ずウイルスチェックを行うこと。
    - (4) 万一のコンピュータウイルス被害に備えるため、データのバックアップを作成すること。
    - (5) 運用管理者が提供するウイルスチェック用のパターンファイルは常に最新のファイルに更新すること。
    - (6) 運用管理者が提供するコンピュータウイルス情報を常に確認すること。

#### (不正アクセス対策)

- 第34条 運用管理者は、不正アクセスを防止するため、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。
- (1) 使用終了又は使用される予定のないポート（ネットワーク上のサーバがサービスを区別するために使っている番号）を長時間空けた状態のままにしないこと。
  - (2) 情報通信機器及び端末上の不要なIDは速やかに削除すること。
  - (3) ソフトウェアの不備に伴うセキュリティホールに対しては、速やかに修正プログラムを適用すること。
  - (4) 不正アクセスによるウェブページの改ざんを防止するために、ウェブページ改ざんを検出し、運用管理者へ通報する設定を講ずること。
  - (5) 重要な情報システムの設定に係るファイル等について、定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査すること。
  - (6) 不正アクセスを受けるおそれが認められる場合には、情報システムの停止を含む必要な措置を講ずること。
- 2 運用管理者は、不正アクセスを受けた場合は、直ちに統括者及び関係機関に連絡を行い、情報システムの復旧等必要な措置を講じなければならない。
  - 3 利用責任者は、不正アクセスを受けた場合は、直ちに運用管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。

(セキュリティ情報の収集)

第35条 統括者は、情報セキュリティに関する情報を積極的に収集し、運用管理者や利用責任者等に速やかに周知し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 統括者は、前項の情報を定期的に取りまとめ、関係部局等に通知するとともに、この指針の改定につながる情報については委員会に報告しなければならない。

(無線LANの対策)

第36条 運用管理者は、無線LANの利用に当たり、解読が困難な暗号化及び認証技術の使用を義務づけなければならない。

- 2 運用管理者は、無線LANに対する情報の盗聴等を防ぐため、ハードウェア及びソフトウェアの迅速な更新、定期的な監査等を実施しなければならない。

(在宅勤務等の対策)

第37条 運用管理者は、在宅勤務、職場外勤務等により、外部から県内部の業務システムにアクセスするためのシステム（以下「在宅勤務等システム」という。）を構築又は利用する場合、通信途上の盗聴を防ぐために暗号化、利用経路の閉域化等の対策を講じなければならない。

- 2 運用管理者は、在宅勤務等システムの利用を認める場合、利用者の本人確認を行う機能を確保しなければならない。
- 3 運用管理者は、外部からアクセスするために利用するモバイル端末を貸与する場合、セキュリティ確保のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 利用者は、在宅勤務等システムを利用する場合、運用管理者の許可を得なければならない。
- 5 その他在宅勤務等システムに関し必要な事項については別に定める。

(外部サービス利用の対策)

第38条 運用管理者は、外部サービスを利用しようとする場合は、利用目的及び業務範囲を明確にするとともに、取り扱う情報の内容に応じ、情報の保存場所、裁判管轄、準拠法等のリスクの対策を検討した上で、外部サービスの提供者を選定しなければならない。

- 2 運用管理者は、外部サービスにおいて非公開情報を取り扱う場合は、あらかじめ統括者の許可を得なければならない。この場合において、外部サービスの提供者が不特定多数の利用者に対して提供する画一的な約款、規約等への同意のみで利用が可能となる外部サービスでは、原則として非公開情報を取り扱ってはならない。
- 3 運用管理者は、利用する外部サービスの情報セキュリティ対策について、外部サービスの提供者との責任の分担を定め、その実施状況を定期的に確認しなければならない。
- 4 統括者は、県の各機関における外部サービスの利用状況を把握し、必要な措置を講じなければならない。
- 5 その他外部サービスの利用に関し必要な事項については別に定める。

(生成AIシステムの対策)

第38条の2 運用管理者は、生成AIシステムの導入及び運用をするに当たり、入力情報が運用管理者の許可なく生成AIの学習に用いられない環境の整備その他情報セキュリティの確保のために必要な措置を講じなければならない。

#### 第4節 運用面の対策

(情報システムの監視)

第39条 運用管理者は、情報システムの円滑な運用を確保するため、情報システムを定期的に監視し、障害が起きた際は速やかに対応しなければならない。

- 2 運用管理者は、外部と常時接続するシステムについては、ネットワーク侵入監視装置を設置し、24時間監視を行わなければならない。
- 3 運用管理者は、情報システム内部において、適正なアクセス制御を行い、運用状況について監視を行わなければならない。
- 4 運用管理者は、監視した結果を正確に記録するとともに、消去や改ざんをされないよう必要な措置を施し、安全な場所に保管しなければならない。

(指針の遵守状況の確認)

第40条 利用者は、この指針に違反した場合及び違反の発生を確認した場合は、直ちに利用責任者に報告を行わなければならない。

- 2 利用責任者は、この指針の遵守状況及び情報資産の管理状況について常に確認を行い、支障を認めた場合には速やかに運用管理者に報告しなければならない。
- 3 運用管理者は、情報システムにおけるこの指針の遵守状況及び情報資産の管理状況について定期的に確認を行い、支障を認めた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(緊急時対応計画等)

第41条 運用管理者は、情報資産への侵害が発生した場合に備えて、あらかじめ関係機関との連絡体制や復旧対策など緊急時対応計画を策定しなければならない。

- 2 利用責任者は、情報資産への侵害発生及び侵害発生の危険性を発見した場合は、事案の内容、原因、被害の状況等を速やかに運用管理者に報告しなければならない。
- 3 運用管理者は、情報資産への侵害に起因して、住民に重大な被害が生じるおそれがある場合、又は行政の運営に重大な支障が生じる場合は、統括者に直ちに報告するとともに、関係機関に速やかに連絡しなければならない。
- 4 運用管理者は、情報システムに障害が発生し、情報資産の保持のために情報システムの停止がやむを得ないと認められる場合は、ネットワークを切断することができる。
- 5 運用管理者は、各種セキュリティに関する事案の詳細な調査を行うとともに、再発防止計画を策定しなければならない。

(法令遵守)

第42条 利用者は、情報システムの運用については、次の各号に掲げる法令を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)
- (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)
- (3) 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)
- (4) その他情報セキュリティ対策に関する法令

附 則

この指針は、平成15年3月4日から適用する。

附 則

この指針は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和3年8月10日から適用する。

附 則

この指針は、令和3年9月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和4年7月20日から適用する。

附 則

この指針は、令和5年7月18日から施行する。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

- (1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。
- 7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見をを受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見をを受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見をを受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

# 誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

## 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

会 社 名

代表者名

電 話

電子メール

## 誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

### 記

#### 1 契約名

県庁 WAN ネットワーク機器等一式（賃貸借）

#### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第 4 条第 1 項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所在地  
名称  
代表者職氏名  
電話  
電子メール

#### 別表（誓約事項(1)関係）

##### 労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- (8) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (9) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

様式 8 (第 5 の 16 関係)  
(誓約書)

誓 約 書

下記 1 の契約 (以下「本契約」という。)に係る契約保証金の免除について、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名

県庁 WAN ネットワーク機器等一式 (賃貸借)

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契約名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所在地  
名称  
代表者職氏名  
電話  
電子メール

## 様式8（第5の16関係）

### （誓約書）

#### 〔留意事項〕

誓約書の2(1)には、過去2年間（注1）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体（注2）とその契約と種類（注3）及び規模（注4）をほぼ同じくする（注5）契約を数回以上（注6）にわたって締結し、履行したもののみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注1）「過去2年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注2）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注3）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区 分	種 類
物品関係役務の調達契約	・ 製造の請負 ・ 物件の買入れ、借入れ ・ 測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注4）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記事があるときは、契約金額に12を乗じて得た金額とし、月額の記事がないときは、契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。

（注5）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の7割に相当する金額以上のものをいう。

（注6）「数回以上」とは、2回以上をいう。